

第4次総合計画基本計画 改訂版

素案

目次

序論	1
1. 第4次総合計画基本計画改訂版 策定の趣旨	1
2. 第4次総合計画基本計画改訂版 計画の期間	1
3. 第4次総合計画策定後の主な動向	1
(1) 中核市移行	1
(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響	2
(3) デジタル化の推進	2
(4) 安心安全や環境への意識の高まり	3
(5) SDGs の取組の推進	3
(6) 少子高齢化の進行と子育て・教育施策の更なる推進	3
基本計画改訂版	4
I. 基本計画推進に当たっての考え方	4
1. 基本計画の進行管理	4
(1) PDCA サイクルによる進行管理	4
(2) Check (評価) の考え方	5
2. 個別計画による各分野の取組の推進	6
3. 財政運営の基本方針	7
(1) 財政運営の基本方針	7
(2) 目標	7
(3) 収支見通し(試算)	7
II. 体系図	10
III. 政策・施策	12
1-1 (人権・市民自治) 平和と人権を尊重するまちづくり	12
1-2 (人権・市民自治) 市民自治によるまちづくり	14
2-1 (防災・防犯) 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	16
2-2 (防災・防犯) 犯罪を許さないまちづくり	18
3-1 (福祉・健康) 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	20
3-2 (福祉・健康) 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	22
3-3 (福祉・健康) 地域での暮らしを支えるまちづくり	24
3-4 (福祉・健康) 健康・医療のまちづくり	26
4-1 (子育て・学び) 子育てしやすいまちづくり	28
4-2 (子育て・学び) 学校教育の充実したまちづくり	30
4-3 (子育て・学び) 青少年がすこやかに育つまちづくり	32
4-4 (子育て・学び) 生涯にわたり学べるまちづくり	34
5-1 (環境) 環境先進都市のまちづくり	36
6-1 (都市形成) みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	38
6-2 (都市形成) 安全・快適な都市を支える基盤づくり	40
7-1 (都市魅力) 地域経済の活性化を図るまちづくり	42
7-2 (都市魅力) 文化・スポーツに親しめるまちづくり	44
7-3 (都市魅力) 市民が愛着をもてるまちづくり	46
8-1 (行政経営) 行政資源の効果的活用	48
IV. 市民意識指標(体系別)	50

附属資料	52
1. 施策指標の一覧	52
2. SDGs 対応施策一覧.....	52
3. 用語集	52
4. 行政組織図	52
5. 第4次総合計画基本構想.....	53
6. 第4次総合計画策定時からの時点修正.....	67
(1) 通勤・通学の様子（令和2年（2020年）時点）	67
(2) 吹田市の人口の推移と将来人口の推計（令和2年（2020年）実績値補完）	67
(3) 吹田市の将来世帯数の推計（令和2年（2020年）実績値補完）	68
(4) 地域の特性	68
7. 吹田がわかる50のデータ	68
8. 目標（めざすまちの姿）への到達度に関する評価	69
9. 都市宣言	73
10. 4次総計見直しに係る総合計画策定組織図	73
11. 4次総計見直しに係る総合計画策定経過	73
12. 4次総計見直しに係る総合計画審議会	73
13. 4次総計見直しに係る市民参画の状況	73
14. 4次総計見直しに係る条例・規則	73

序 論

1. 第4次総合計画基本計画改訂版 策定の趣旨

令和元年（2019年）に第4次総合計画を策定し、その翌年度の令和2年度（2020年度）、本市は市制施行80周年を迎えるとともに、中核市に移行しました。時を同じくして世界的に流行が広がった新型コロナウイルス感染症に対しては、保健所を有する中核市としてその対策に最前線で取り組むなど、基礎自治体としての責務を果たしてきました。更に、中核市移行により大阪府から移譲された新たな権限等を生かし、よりきめ細かく高度な市民サービスの提供を進めているところです。

新型コロナウイルス感染症の流行は、医療、経済、福祉、教育など様々な分野に甚大な影響をもたらしました。一方で、生活様式の変化等によるデジタル化が進展するなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

加えて、Society5.0の実現に向けた情報通信技術の進展のほか、地球温暖化をはじめとする環境問題や激甚化する自然災害、国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念の浸透など、本市を取り巻く社会経済情勢は様々に変化しており、その対応が求められています。

こうした本市を取り巻く状況の変化に適切に対応しながら、本市のめざすべき将来像の実現に向けたまちづくりを更に推進するため、第4次総合計画に掲げる基本構想は引き継ぎながらも、中間見直しとして必要な増補、追補を行うこととしました。そしてここに、令和6年度（2024年度）以降の5か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を改めて明らかにすることを目的に、第4次総合計画改訂版を策定します。

2. 第4次総合計画基本計画改訂版 計画の期間

基本構想は、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間ですが、中間見直し後の基本計画改訂版については、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間とします。

3. 第4次総合計画策定後の主な動向

(1) 中核市移行

令和2年（2020年）に、市制施行80周年を迎えるとともに、中核市に移行しました。保健衛生、環境、都市計画など幅広い分野の事務を市が担い、効果的・効率的な施策展開と、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、市民の命と豊かな暮らしを支えるための取組を一層推進しています。

《本市の主な取組》

- 市保健所を設置し、公衆衛生の向上に向けた各種施策を実施
- 新型コロナウイルス感染症対策を実施（市独自の検査体制の強化や医療提供体制の充実・推進）
- 民生委員の定数を市の条例で定めることが可能となり、令和4年（2022年）12月1日の一斉改選時に民生委員定数を29人増員

- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業において相談から貸付までを実施
- 医療費の一部助成等、小児慢性特定疾病児に関する支援を実施
- 市独自の教職員の研修体制を構築
- 隣接する中核市4市（西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市）による「NATS」など、都市間連携の幅が拡大（「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」の締結、労働相談窓口の相互利用を開始）
- 屋外広告物条例を施行
- 包括外部監査を活用し、内部統制を強化

(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響

令和2年（2020年）から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、市民の暮らしや社会経済活動に大きな影響を与えました。日ごろの衛生管理が定着し、人々の健康への意識が変わるとともに、外出自粛要請等による体力・運動機能等の低下が問題となっています。テレワークの浸透など働き方にも影響し、それに伴って公共交通機関の利用者が減少しています。また、感染拡大により急性期における病床不足等の問題が顕在化し、迅速かつ適切に対応できる地域医療体制の構築も必要です。

《本市の主な取組》

- 新型コロナウイルス感染症対策を実施（市独自の検査体制の強化や医療提供体制の充実・推進）
- コロナ禍での自治会活動や市民公益活動を支援（感染防止対策やICTを用いた活動紹介など）
- 従来の介護予防事業に加え、自宅でできる介護予防啓発を推進
- コロナ禍で増加する生活困窮者への相談支援体制及び関係機関との連携を強化
- コロナ禍において事業者への支援策を実施（小規模事業者応援金の支給等）
- コロナ禍での文化・芸術活動への支援（デジタルコンテンツの充実、動画配信等）

(3) デジタル化の推進

国では、IoTやAI（人工知能）、ビッグデータなどの先端技術を産業や社会生活に取り入れることにより、新たな価値やサービスが生まれ、人々に豊かさをもたらす「Society5.0」の実現をめざしています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大も一つの要因となり、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化へのニーズが増加し、行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が求められています。一方、デジタルに慣れている人とそうではない人の格差（デジタルデバイド）の問題が顕在化しています。

《本市の主な取組》

- キャッシュレス決済の導入等、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進
- RPA、AIの導入に取り組むなど、行政サービスの効率化、迅速化を推進
- GIGAスクール構想に基づくデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進
- 地区公民館でのオンライン講座の環境を整備
- 図書館の非来館型サービスとして、図書館での電子図書の提供を開始
- 高齢者のデジタルデバイド対策としてICTリテラシー向上につながる取組を推進

(4) 安心安全や環境への意識の高まり

平成 30 年に発生した大阪府北部地震や大型台風など、頻発する自然災害のリスクの高まりを背景に、これらの教訓を生かした危機管理体制の強化や地域防災対策が求められています。

また、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざしており、本市においても低炭素社会から脱炭素社会をめざした取組を進めています。

《本市の主な取組》

- 災害対応オペレーションシステムや災害情報システムを備えた危機管理センターを整備
- 市内 6 地域に防災用備蓄倉庫を整備
- 令和 32 年（2050 年）までに市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を設定
- 西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の隣接中核市（NATS）で「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結

(5) SDGs の取組の推進

2030 年を目標年とした国際社会全体の開発目標である SDGs の実現のためには、経済、社会、環境の 3 側面における統合的な取組とともに、行政、民間事業者、市民等の多様な主体による積極的な取組が必要です。SDGs の考え方が幅広い分野で定着しつつあり、この理念を実際の政策に結び付け、実行していくかが求められています。

《本市の主な取組》

- 第 4 次総合計画に掲げる 19 の政策について、関連する主な SDGs のゴールを整理し、計画の進捗状況とともに公表

(6) 少子高齢化の進行と子育て・教育施策の更なる推進

令和 2 年（2020 年）の国勢調査によると、わが国の人口は 1 億 2,614 万 6 千人で、5 年前の前回調査と比較し、94 万 9 千人（0.7%）減少しました。また、年齢 3 区分別では、15 歳未満人口は 12.6% から 11.9% に低下しましたが、65 歳以上人口は 26.6% から 28.6% に上昇し、少子高齢化が進行しています。そのような中、子供のための政策の司令塔として、令和 5 年（2023 年）4 月にこども家庭庁が発足するなど、子供政策を社会の最重要課題に据えた動きが進んでいます。

《本市の主な取組》

- 保育所の整備等を行った結果、待機児童数 0 人を達成
- 北千里児童センターが開館（令和 4 年（2022 年）11 月）し、市の児童会館・児童センターが 12 館に
- 妊産婦の産前産後の支援を充実（家事代行や助産師ケアに利用できるクーポンを市独自で発行）
- 子ども医療費助成の対象年齢を拡充、精神病床への入院を助成対象に追加
- いじめのない学校づくりの実現をめざした「すいた GRE・EN スクールプロジェクト」を実施（スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充、専任のスクールカウンセラーやいじめ対応支援員を増員、いじめ防止相談ツール「マモレポ」を導入）

基本計画改訂版

I. 基本計画推進に当たっての考え方

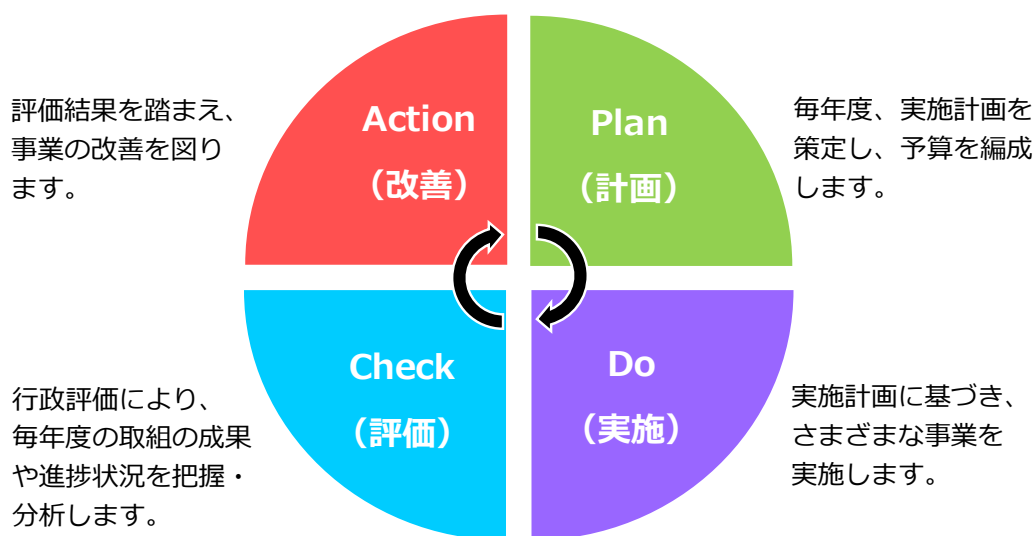
1. 基本計画の進行管理

(1) PDCA サイクルによる進行管理

基本計画で示す政策・施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況は、行政評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って基本計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します（図表Ⅱ-1）。

図表Ⅱ-1 PDCAサイクルによる進行管理の流れ



(2) Check(評価)の考え方

基本計画では、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に評価するため、「施策指標」を設定しています。施策指標を活用し、行政評価により基本計画の進行管理を行います。

また、施策指標とは別に、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざす「市民意識指標」を設定しています。市民意識指標は、まちづくりのさまざまな場面に関わる市民の意識や行動、満足度などの観点から、実施した取組の成果を把握・分析するために活用します。

(行政評価)

- 毎年度、行政評価により、実施した取組の成果や進捗状況を把握・分析します。その際、施策指標や新公会計制度の財務諸表などを十分に活用します。なお、行政の取組の成果は、数値や費用対効果だけで測ることは困難なものも多いため、数値では表せない成果などについても評価を行うよう留意する必要があります。

(施策指標)

- 施策指標は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。
- 施策指標は、社会経済状況の変化や取組の進捗状況などを踏まえ、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。

(市民意識指標)

- 市民意識指標は、市民の意識や行動、満足度などを指標として設定します。基本計画の見直しや次期総合計画の策定の際、その他必要に応じて、市民意識指標の進捗状況を確認します。また、市民意識指標は、4年に1回を基本とする市民意識調査により調査を行います。

2. 個別計画による各分野の取組の推進

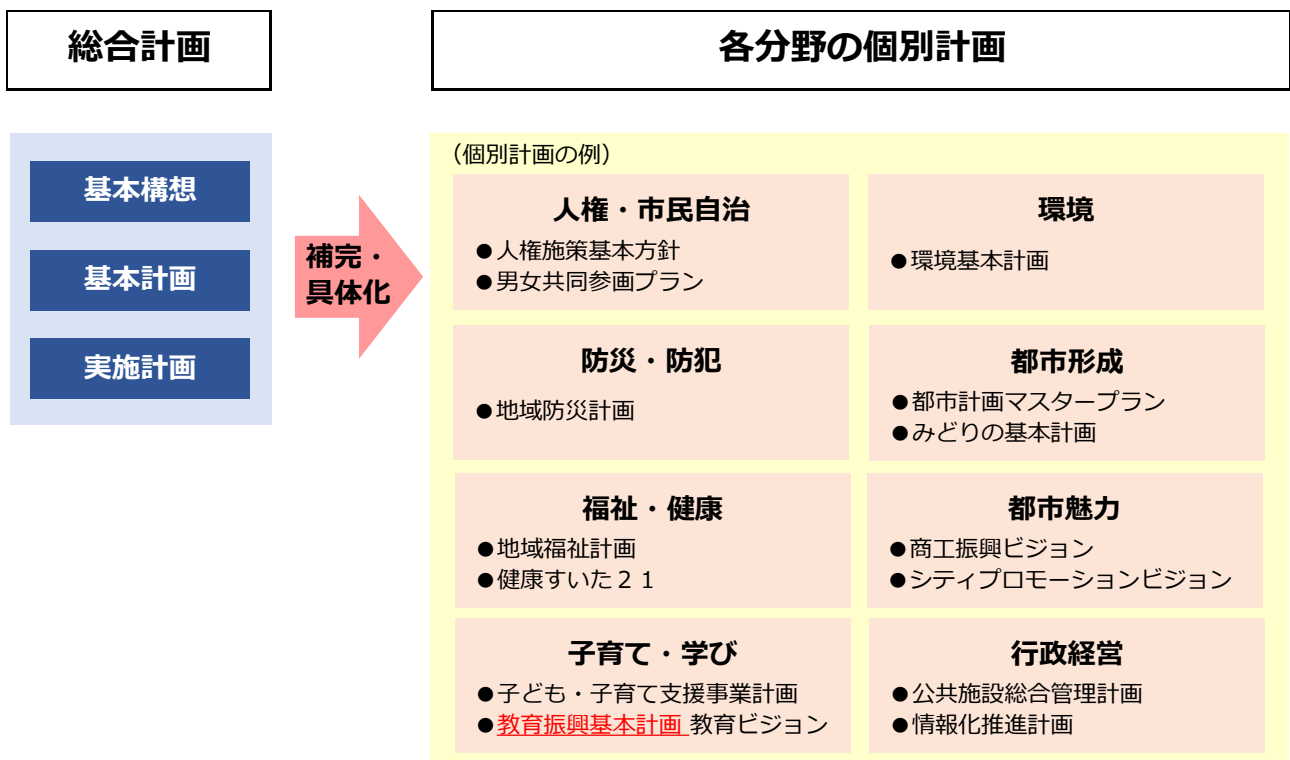
総合計画では、市のめざす将来像を示し、その実現に向けた各分野の目標や取組の方向性を政策・施策として示しています。

各分野において取組を実施するにあたっては、分野ごとの課題を詳細に整理したうえで、より具体的な施策や事業を検討します。そのため、必要に応じて、各分野の個別計画により総合計画の補完・具体化を行いながら、さまざまな取組を進めます（図表Ⅱ-2）。

また、個別計画の推進にあたっては、行政評価などの活用を図りながら、適切な進行管理を行うこととします。

- 各分野の個別計画では、対象となる分野の課題を整理し、目標や方針を掲げ、その実現に向けた具体的な取組などを示します。
- 取組を効果的・効率的に推進するため、個別計画は、次の内容を盛り込むことを基本とします。
 - ・ 計画の目標年次
 - ・ 取組の成果や進捗状況を測るための数値目標や指標
 - ・ P D C A サイクルによる進行管理の仕組み
 - ・ 取組を実施する部署及び連携を行う部署

図表Ⅱ-2 総合計画と各分野の個別計画の関係



3. 財政運営の基本方針

(1) 財政運営の基本方針

今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大などにより、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれます。そのような中でも、基本計画に基づく取組を着実に実行していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行います。

(2) 目標

持続可能な財政運営に向け、以下の3点を財政運営の目標とします。また、目標の達成状況を分析するための目安として、目標ごとに指標を設定します。

① 市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造を維持します。

経常的な収入に対して、義務的経費（扶助費、人件費、公債費）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

◆ 経常収支比率 95%以下 (令和3年度 93.9%)

② 継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保します。

経済状況の変化による収入の減少、災害や感染症の発生等の不測の事態に伴う支出の増加などに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）の確保に努めます。

◆ 財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合 20%を確保 (令和3年度 16.4%)

③ 将来世代への過度な財政負担を抑制しながら、本市の魅力の維持・向上を図るための必要な投資を行います。

今後、公共施設の老朽化対策を行いながら、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めるための投資を進めていく必要があります。そのような中でも、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めます。

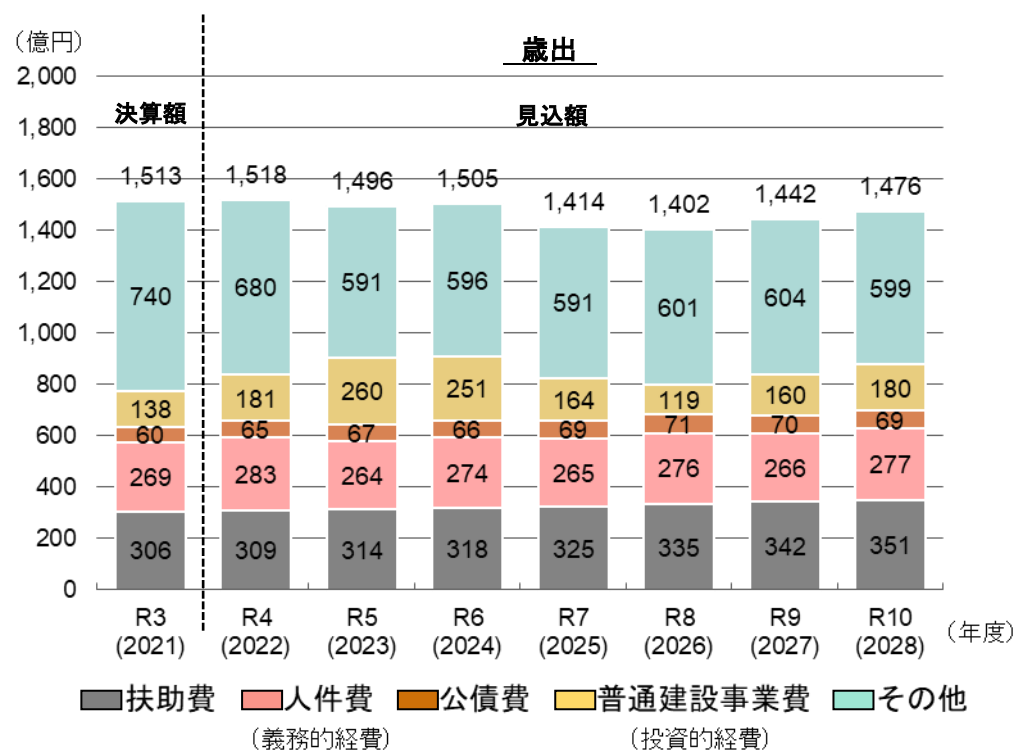
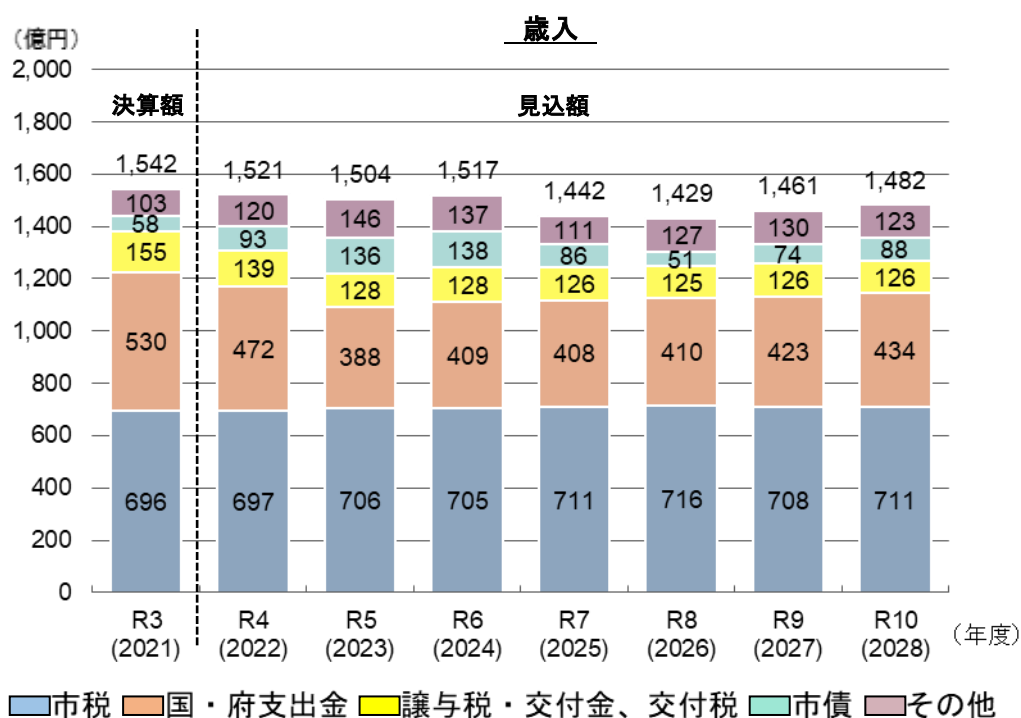
◆ 公債費比率 10%以下 (令和3年度 7.5%)
◆ 市債残高の標準財政規模に対する割合 100%以下 (令和3年度 70.1%)
◆ 赤字地方債の発行は、極力抑制 (令和3年度 発行なし)

(3) 収支見通し(試算)

今後の財政運営の参考とするため、令和10年度（2028年度）までの財政収支について試算しました。

試算にあたって、地方財政制度や社会保障制度などの将来的な制度変更を予測するのは困難であるため、原則、現行制度が今後も継続するものと想定し、将来人口の推計や過去の実績などを踏まえました（図表Ⅱ-3）。

図表Ⅱ-3 収支見通し(一般会計)



(億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
差引額 (歳入合計-歳出合計)	29	3	8	12	28	27	19	6
補てん額 財政調整基金の繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時財政対策債発行額	0	0	0	0	0	0	0	0
補てん後の差引額	29	3	8	12	28	27	6	6

II. 体系図

		大綱	政策	施策
将来像	1	人権・市民自治	1 平和と人権を尊重するまちづくり	1 非核平和への貢献 2 人権の保障 3 男女共同参画の推進
			2 市民自治によるまちづくり	1 情報共有の推進 2 市民参画・協働の推進 3 コミュニティ活動への支援
	2	防災・防犯	1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	1 危機管理体制の充実 2 防災力・減災力の向上 3 消防・救急救命体制の充実
			2 犯罪を許さないまちづくり	1 防犯力の向上 2 消費者意識の向上
	3	福祉・健康	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	1 生きがいづくりと社会参加の促進 2 暮らしを支える支援体制の充実 3 介護保険制度の安定的運営
			2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	1 生活支援など暮らしの基盤づくり 2 社会参加の促進
			3 地域での暮らしを支えるまちづくり	1 地域福祉の推進 2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営
			4 健康・医療のまちづくり	1 健康づくりの推進 <u>2 公衆衛生の向上</u> 3 地域医療体制の充実 4 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進
	4	子育て・学び	1 子育てしやすいまちづくり	1 就学前の教育・保育の充実 2 地域の子育て支援の充実 3 配慮が必要な子供・家庭への支援
			2 学校教育の充実したまちづくり	1 学校教育の充実 2 学校教育環境の整備
			3 青少年がすこやかに育つまちづくり	1 青少年の健全育成 2 放課後の居場所の充実
			4 生涯にわたり学べるまちづくり	1 生涯学習活動の支援 2 生涯学習環境の整備

大綱	政策	施策
5 環境	1 環境先進都市のまちづくり	1 脱炭素社会への転換の推進
		2 資源を大切に 社会システムの形成
		3 安全で健康な生活環境の保全と 自然共生の推進
6 都市形成	1 みどり豊かで安全・ 快適な都市空間づくり	1 土地利用誘導と良好な景観形成
		2 良好な住環境の形成
		3 みどりの保全と創出
	2 安全・快適な都市を 支える基盤づくり	1 道路などの整備
		2 水道の整備
		3 下水道の整備
		4 交通環境の整備
7 都市魅力	1 地域経済の活性化を 図るまちづくり	1 産業振興と創業支援
		2 就労と働きやすい環境づくりへの 支援
	2 文化・スポーツに 親しめるまちづくり	1 文化の振興
		2 文化財の保存と活用
		3 地域におけるスポーツの振興
	3 市民が愛着をもてる まちづくり	1 魅力の向上と発信
2 本市独自の強みを 生かしたまちづくり		
8 行政経営	1 行政資源の効果的活用	1 効果的・効率的な行財政運営の 推進
		2 公共施設の最適化
		3 人材育成の推進
		4 ICTの利活用

実施計画

取組の視点

- 1 分野を超えた連携
- 2 市民と行政との協働
- 3 地域の特性を生かしたまちづくり

III. 政策・施策

大綱 1

人権・市民自治

政策 1

平和と人権を尊重するまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの人権が尊重され、
だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまち

現状と課題

本市では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、「非核平和都市宣言」を行い、啓発などに取り組んできました。しかし、世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。

人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然としてみられるとともに、LGBT など性的マイノリティの人に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）が深刻化しており、本市では、女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、「W リボンプロジェクト」などの啓発活動を進めてきました。今後も男女共同参画社会の実現やDVなどの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。



施 策

1-1-1 非核平和への貢献

市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障

市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的マイノリティの人に対する配慮など **人権課題** に取り組みます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進

市民部・総務部

男女共同参画に関する意識改革を図り、性別にかかわらず対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DV などの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV 防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
1-1-1	平和祈念資料館の年間利用者数	5 万人 (H29 年度)	3.2 万人	6 万人
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1 万人 (H29 年度)	0.4 万人	6.5 万人
1-1-2	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36 校 (H29 年度)	32 校	54 校
1-1-3	市職員の管理職（課長代理級以上）における女性の割合	25.1% (H30 年度)	25.5%	30%
1-1-3	交際相手からの暴力（デート DV）に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3 校 (H29 年度)	13 校	18 校

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○人権施策基本方針 ○男女共同参画プラン ○わが都市すいたの教育ビジョン ○**特定事業主行動計画**

▶▶▶ 関連する主な条例

○人権尊重の社会をめざす条例 ○男女共同参画推進条例

政策 2 市民自治によるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

現状と課題

多様化する市民ニーズに対応するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域課題の解消を図るため、市民自治によるまちづくりを進める必要があります。そのためには、地域課題や市政に関する情報を市民と行政とで共有し、市民参画と協働の取組を広げていくことが重要です。

本市では、パブリックコメントの実施や審議会などにおける意見聴取により市民意見を市政へ反映するとともに、市民公益活動センター（ラコルタ）の設置など、市民公益活動への支援や、さまざまな分野における市民団体や事業者との協働の取組の推進に努めてきました。また、福祉、環境、文化などのさまざまな分野での市民活動や、地域での自主的なまちづくり活動など、活発な市民活動は本市の強みとなっています。

一方で、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化により、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化や、地域活動の担い手不足などが課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により地域活動が制限を受ける中、ICTの活用などをとおして、地縁によることなく連携することが可能なネットワーク型の活動が浸透・拡大するなど、地域活動の形態が多様化し、自治会活動など従来型・伝統的な活動への関心が相対的に低下しています。有事の際の助け合いやデジタルデバインドにより生じる問題への対応に地域コミュニティは有用性を発揮することが期待されることから、今後とも、さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援する必要があります。

施策

1-2-1 情報共有の推進 総務部・市民部

市政に関する情報を市民と行政とで共有するため、市のホームページや「市報すいた」などにより、市民にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、行政情報の利活用を進める取組も行います。また、情報公開制度を円滑に運用し、市民の知る権利を保障するとともに、市が保有する個人情報について適正な取扱いを確保し、個人情報保護の徹底を図ります。

1-2-2 市民参画・協働の推進 市民部

市民参画を進めるため、審議会などへの市民委員の参画の促進や広聴・相談体制の強化を図ります。また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民公益活動への支援を行います。

1-2-3 コミュニティ活動への支援 市民部

コミュニティの活性化を図るため、自治会や市民団体などの活動への支援を行います。また、地域の実情に合わせた活動の場づくりに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
1-2-1	市のホームページの閲覧者数 (月平均)	14.5 万人 (H29 年度)	47.2 万人	20 万人
1-2-2	市民委員の公募を行っている審議会 などの割合 (公募できないものを除く)	80.4% (H29 年度)	97.3%	100%
1-2-2	市民公益活動センター（ラコルタ） の年間利用者数	6.4 万人 (H29 年度)	2.8 万人	7 万人
1-2-3	自治会加入率	51.0% (H29 年度)	46.0%	60%
1-2-3	コミュニティセンターや市民センターなどコミュニティ施設の年間 利用件数	4.5 万件 (H29 年度)	2.6 万件	4.8 万件

▶▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶▶ 関連する主な条例

○自治基本条例 ○吹田市民の意見の提出に関する条例 ○情報公開条例 ○個人情報保護に関する法律施行条例

政策 1

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防災意識と地域防災力・減災力が高まり、
災害に強いまち

現状と
課題

災害などの緊急事態が起きると多くの人の生活に影響を与えます。気候変動に伴う想定を上回る大規模な自然災害をはじめ、武力攻撃事態やテロ、新型感染症など、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっており、社会的に弱い立場にある方々に配慮したさらなる取組の強化が必要です。また、大阪府北部地震においては、帰宅困難者やエレベーター閉じ込め案件への対応など、集合住宅居住者が多いベッドタウンという本市の特徴に対する防災対策の重要性を再認識したところです。

災害への備えや対応として、これまで本市では、防災行政無線屋外拡声局の増設といった防災施設の整備や災害用備蓄の充実、*高度救助隊の発足、防災ハンドブックの作成・配布、防災講座などの取組を進めてきました。また、高齢化に伴い、年々増加する救急出動件数への対応として、救急隊の増隊を行ってきました。

さらに近年においては、災害対応体制の迅速な構築、被災情報の収集及び地域や関係機関との情報共有体制の強化を目指し、災害対応オペレーションシステムや災害情報システムを備えた危機管理センターを整備するとともに、優先度の高い業務に職員や資源を投入する取組を進めてきました。また、備蓄倉庫の整備や分散備蓄、備蓄品目の充実、防災ハンドブックやハザードマップの作成及び全戸配布、地域・大学・企業への防災講座、民間事業者との災害時応援協定の締結などの取組を進めるとともに、緊急事態に際しての避難行動をより確実にするため、情報伝達手段の多様化など、充実強化に努めてきました。

しかし、行政による「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」が重要です。本市は、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。

さまざまな危機事象に備えるとともに、被害を最小限に抑えるため、消防、救急救命など現場対応力の充実を図り、関係機関と連携しながら、危機管理体制を一層強化していく必要があります。地域においては、自主防災組織や消防団などによる助け合いの取組が重要になる一方で、高齢化などによる活動の担い手不足が課題となっています。一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域における若者や女性などの参画を推進し、地域防災力・減災力の向上に向けた取組の充実が必要です。



施 策

2-1-1 危機管理体制の充実 総務部

自然災害などさまざまな危機事象に、迅速かつ的確に対応するため、防災協定の締結などを含む関係機関との連携を進め、情報伝達体制や災害対応力などの強化を図ります。また、災害時にも、優先すべき行政サービスが適切に提供できるよう、業務継続計画や受援計画に基づき、継続的に訓練を実施するとともに、計画の充実化に努めます。

2-1-2 防災力・減災力の向上 総務部

市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を図るため、地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう、市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援などを行うとともに、地域における若者や女性などの参画が促進され、継続ができるように取り組みます。 また、事業者のBCP策定支援や官民学連携による本市の特性に応じた防災・減災推進体制強化を行います。

2-1-3 消防・救急救命体制の充実 消防本部

火災、救急、救助などに迅速かつ的確に対応できるよう、消防力の充実・強化を図ります。また、高齢化に伴い、年々増加する救急出動件数への対応を検討するほか、消防団や自主消火組織などを育成するとともに、火災予防や応急手当などに関する普及啓発を行います。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
2-1-1	各種団体との防災協定締結数	64件 (H29年度)	94件	100件
2-1-1	防災協定締結団体の吹田市地域防災総合訓練参加率	46.0% (H29年度)	39.4%	100%
2-1-2	連合自治会単位での自主防災組織の結成率	70.5% (H29年度)	82.3%	100%
2-1-3	消防団員数	179人 (H30年度)	171人	250人
2-1-3	普通救命講習などの年間受講者数	1万人 (H29年度)	0.3万人	1万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○地域防災計画 ○国民保護計画 ○業務継続計画 ○受援計画 ○備蓄計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 2 犯罪を許さないまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防犯意識や犯罪を許さないという気運が高まり、
だれもが安心安全に暮らせるまち

現状と
課題

本市は、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。市内の犯罪は減少傾向にありますが、依然として、空き巣やひったくりのほか、女性や子供、高齢者を狙った犯罪が多発しています。特に、近年は、高齢者を狙った特殊詐欺の手口は巧妙化し、インターネットを利用した犯罪や新たな悪質商法なども増加しています。また、成年年齢引下げに伴い、契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙うトラブルが懸念されています。

そのような中、本市では、犯罪が多発している地域への防犯カメラの設置や青色防犯パトロールの活動支援など、地域における見守りの強化や消費生活センターでの相談、啓発などを進めています。一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域防犯力の向上に向けた、より一層の取組が必要です。

施 策

2-2-1 防犯力の向上

総務部

地域の防犯力を向上させるため、地域の見守り活動の支援や、防犯カメラの設置などを行います。また、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯協議会などと連携した防犯講座や広報活動などに取り組みます。

2-2-2 消費者意識の向上

市民部

悪質商法や特殊詐欺による被害、成年年齢引下げに伴う消費者トラブルを未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めます。また、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
2-2-1	防犯に関する <u>講座</u> の年間受講者数	710人 (H29年度)	0人	1,500人
<u>2-2-1</u>	<u>女性や子供を狙った犯罪認知件数</u> (声かけ・性犯罪等)	<u>59件</u> (H29年度)	<u>55件</u>	<u>0件</u>
2-2-2	消費者向けの <u>講座</u> の年間受講者数	594人 (H29年度)	173人	<u>700人</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶▶ 関連する主な条例

○消費生活条例

政策 1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

高齢者が住み慣れた地域ですこやかに、安心して暮らし続けられるまち

現状と課題

全国と比較するとゆるやかではあるものの、本市においても 65 歳以上人口は年々増加しており、平成 25 年（2013 年）には高齢化率が 21%を超える「超高齢社会」となりました。地域によって高齢化の状況は異なっており、すでに高齢化率が 30%近くになっている地域もあります。また、ひとり暮らしの高齢者や「老老介護」の負担を抱える世帯も増えてきています。

本市では、高齢者生きがい活動センターの設置や「吹田市民はつらつ元気大作戦」など、高齢者の生きがいづくりや介護予防の取組を進めています。また、地域包括支援センターの増設など身近な場所での相談・支援体制の充実を図るなど、高齢者を地域で見守り支え合える体制づくりを進めています。

今後、本市においても高齢化はますます進展し、**令和 7 年**（2025 年）には、いわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となることから、後期高齢者の人口が大幅に増加し、医療や介護の需要が増大していくことが見込まれています。

そのような中、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりなどの機会や、住まい、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。高齢者を見守り支え合える地域をつくとともに、持続可能な介護保険制度の運営に努める必要があります。



施 策

3-1-1 生きがいづくりと社会参加の促進 福祉部

高齢期を迎えても生きがいをもって、地域で健康に暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツなどを通じた生きがいづくりの活動や就労、地域活動などの社会参加への支援を進めます。

3-1-2 暮らしを支える支援体制の充実 福祉部

可能な限り自立した生活を送れるよう、健康保持のための取組や介護予防の普及啓発などを進めます。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近なところでの相談・支援や在宅生活を支援するサービスの充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携を進めるなど、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

3-1-3 介護保険制度の安定的運営 福祉部

質の高い介護サービスを安定的に供給できるよう、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。介護ニーズの増加に対応するため、人材確保やサービスの質の向上を図るための取組などを行います。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指 標 名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
3-1-1	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.1 万人 (H29 年度)	2.8 万人	6 万人 <u>(検討中)</u>
3-1-1	生きがいがある高齢者の割合	—	●●% (R4 年度)	●●%
3-1-2	後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	33.5% (H29 年度)	32.9%	32% <u>(検討中)</u>
3-1-2	認知症サポーターの養成数 (累計)	2.2 万人 (H29 年度)	2.7 万人	5.6 万人 <u>(検討中)</u>
3-1-3	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	67.7% (H28 年度)	79.3% (R1 年度)	70% <u>(検討中)</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまち

現状と課題

本市では、障がい者手帳を所持する人が年々増加しており、平成 28 年度（2016 年度）末においては、市民のおよそ 20 人に 1 人、令和元年度（2019 年度）末においては、市民のおよそ 18 人に 1 人が障がい者手帳を所持しています。

障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、ともに暮らせる社会を実現するため、障がい者にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。本市では、障がいに対する理解や配慮に係る啓発事業に取り組んでおり、地域社会、学校、職場など、暮らしのさまざまな場面において、障がいに対する理解や合理的配慮が求められています。

そのような中、障がい者それぞれの状況に応じて、地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援では、障がい者就労支援ネットワーク会議を設置し、就労系事業者との連携のもとで事業を進めています。就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。



施 策

3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり 福祉部

医療的ケアを要する障がい者を含め、障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るとともに、グループホームなどの住まいの場の確保に向けた取組を進めます。また、多様なニーズに対応できる相談・支援体制の構築を図ります。

3-2-2 社会参加の促進 福祉部

障がい者の社会参加の促進のため、余暇活動など外出時の移動支援などを進めます。また、就労支援の充実や福祉的就労の場における工賃向上のための取組を進めます。さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のため、啓発などに取り組みます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
3-2-1	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数 (月平均)	1,274 人 (H28 年度)	1,463 人	1,860 人
3-2-1	グループホームの利用者数 (月平均)	337 人 (H28 年度)	445 人	700 人
<u>3-2-1</u>	<u>ショートステイ利用者数</u>	<u>420 人</u> <u>(H29 年度)</u>	<u>388 人</u>	<u>470 人</u>
3-2-2	移動支援事業の利用者数 (月平均)	1,059 人 (H28 年度)	927 人	1,230 人
3-2-2	「就労継続支援 (非雇用型) 事業所」における工賃の平均月額	12,517 円 (H28 年度)	15,259 円	18,000 円

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 障がい者計画 ○障がい福祉計画 ○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 3 地域での暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

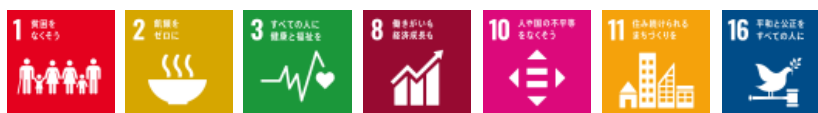
地域福祉活動と総合的な生活保障により、
だれもが地域で互いに支え合いながら、安心して暮らせるまち

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、本市においても、介護の悩みを抱える人や、子育てに不安を抱える人、経済的に困窮している人など、支援を必要とする人が増えています。また、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援などのさまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、分野を超えた包括的・総合的な支援体制の整備が必要です。

行政の取組だけでは、住民の暮らしを全面的に支えることはできず、住民同士の助け合い活動が重要です。本市では、さまざまな地域福祉活動が活発に行われています。一方で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、活動を担う人材の育成などが課題となっています。地域住民の暮らしに寄り添って支える地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員活動などの地域福祉活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進するなど、地域住民や地域で活動する多様な主体、関係機関、行政が連携・協働し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。

また、生活困窮者などへの就労支援、保健・医療、福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があります。住民が抱えるさまざまな暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知などを進める必要があります。



施 策

3-3-1 地域福祉の推進

福祉部

地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を促進するため、住民同士の交流を促進する取組を行うとともに、地域福祉を担う団体に対し、人材育成や活動の場の確保などに向けた支援を進めます。また、地域住民や関係機関と連携し、災害発生時に災害時要援護者への支援が適切に行える体制づくりなどを進めます。

3-3-2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営

福祉部・市民部・健康医療部

生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、包括的な相談・支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。また、生活保護、国民健康保険、国民年金など社会保障制度の適正な運営に努めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
3-3-1	小地域ネットワーク活動の延べ参加者数（地区福祉委員含む）	8.3万人 (H29年度)	2.6万人	<u>8.8万人</u>
<u>3-3-1</u>	<u>民生委員・児童委員の充足率</u>	<u>96.3%</u> (H29年度)	<u>95.6%</u>	<u>100%</u>
<u>3-3-1</u>	<u>福祉避難所の支援を行うボランティアの人数</u>	<u>0人</u> (H30事業開始)	<u>38人</u>	<u>130人</u>
<u>3-3-1</u>	<u>災害時要援護者支援に関する協定を締結した地区の割合</u>	<u>14.7%</u> (H29年度)	<u>32.4%</u>	<u>100%</u>
3-3-2	<u>就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率</u>	<u>52.5%</u> (H29年度)	<u>44.3%</u>	<u>50%</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 地域福祉計画 ○成年後見制度利用促進計画 ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○障がい者計画
○国民健康保険データヘルス計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 4 健康・医療のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、
生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、
すこやかで安心して暮らせるまち

わが国は世界有数の長寿国となっています。一方で、がんや循環器疾患などの生活習慣病の増加が深刻化しており、これらの疾病は生命を奪うだけでなく、身体の機能や生活の質を低下させることなどから、健康寿命を伸ばすことが重要です。

本市の平均寿命、健康寿命は国や大阪府の値を上回り、今後は、健康寿命の更なる延伸を図ることで、支援や介護が必要となる不健康な期間を短縮するとともに、生活の質の向上を目指していくことが重要です。

本市では「健康づくり都市宣言」のもと、市民の健康増進や病気の予防・早期発見につながるさまざまな取組を進めてきました。また、「北大阪健康医療都市（健都）」における健康・医療に関する資源の集積を生かした健康づくりの取組や医療イノベーションの創出に向けた環境づくりなど、循環器病予防を始めとした健康・医療のまちづくりに取り組んでいます。

心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、一人ひとりが日ごろから健康づくりに取り組むことが重要です。健都ならではの長を生かした健康づくりや、社会全体で、意識せずとも自然と「健康」につながる環境の整備を進める必要があります。また、高齢化による医療ニーズの増加・多様化に対応しながら、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制の充実を図る必要があります。

令和2年度（2020年度）に設置した市保健所は、市民の命と健康を守るため、設置当初から新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、感染に対する不安、行動変容に伴うストレスや雇用不安といった心の健康問題にも対応してきました。感染症は個人だけではなく社会全体にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため、その予防や感染拡大を防ぐ措置を講じることが重要です。そのため、全ての市民の感染症に対する理解を深めるとともに、今後新たに発生する感染症等に備え、その権限や専門性を生かし、きめ細かな地域保健サービスを提供することが必要です。引き続き、健康危機管理体制の強化と公衆衛生の一層の向上に努める必要があります。

現状と課題



施 策

3-4-1 健康づくりの推進 健康医療部

市民の主体的な健康づくりを支援するため、ライフコースアプローチの視点に基づき、それぞれの課題に応じた取組を進め、健康意識を高めるとともに、健（検）診などの保健サービスを充実し、生活習慣病等の予防や重症化予防を図ります。また、全ての市民が意識せずとも「健康」につながる仕組みづくりを進めます。

3-4-2 公衆衛生の向上 健康医療部

保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、専門的なサービスを展開することで、感染症や食中毒といった健康危機への対応、メンタルヘルス、難病患者の支援、生活衛生関連事業者への衛生指導等を通じて、市民の健康の保持・増進を図ります。

3-4-3 地域医療体制の充実 健康医療部

市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医等の定着促進や「上手な医療のかかり方」に関する啓発、かかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。また、大阪府医療計画等に基づき、将来の医療需要に見合った医療提供体制の構築に向けた病院機能の分化・連携などを推進するとともに、病院や診療所、薬局などの監視、指導等を行い、地域の医療安全の推進を図ります。

3-4-4 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進 健康医療部

さまざまな医療関連資源が集積する健都の特長を生かし、健康・医療情報の利活用によるデータヘルスの推進、健康的なライフスタイルを無理なく生活の中に取り込めるような環境づくりなど、健都ならではの健康づくりの取組を進めます。また、医療イノベーションの創出に向け、国立循環器病研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所と医療・健康関連産業などとの連携を促進するための環境を整え、産学官民連携の取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
3-4-1	特定健康診査（吹田市国保健康診査）の受診率	46.0% (H28年度)	41.4%	60%
3-4-1	生活習慣を改善するつもりはない人の割合	男性：32.0% 女性：22.9% (H28年度)	男性：28.2% 女性：20.8%	男性：25.0%以下 女性：17.0%以下
3-4-1	受動喫煙の機会がなかった人の割合	=	34.4% (R4年度)	40.0%
3-4-2	結核罹患率（人口10万対）	14.8	8.2	6.0
3-4-3	地域医療推進に関する講演会などの参加者数（累計）	210人 (H29年度)	317人	1,600人
3-4-3	かかりつけ医を持つ人の割合	55.3% (H28年度)	57% (R2年度)	60%
3-4-4	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	0件 (H30年度 事業開始)	1,130件	180件

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 健康すいた21
- 新型インフルエンザ等対策行動計画
- 自殺対策計画
- 食品衛生監視指導計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 1 子育てしやすいまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

安心して子供を産み育てられ、
すべての子供がすこやかに育つことができるまち

現状と課題

近年、本市では就学前児童数は減少傾向に転じていますが、共働き家庭の増加などにより、保育所などの利用希望者が増加しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えており、子育てに関する相談件数が年々増加しています。さらに、妊産婦や子供及びその家庭が抱える問題の多様化とともに、児童虐待、子供の貧困への対策が課題となっており、そのための体制づくりが求められています。

本市では、これまで、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、地域の子育て支援の拠点施設として、のびのび子育てプラザを設置し、保育所などの地域子育て支援センターとともに、子育て相談や一時預かりの実施、保護者同士の交流の場の提供などに取り組んできました。また、「吹田版ネウボラ」として、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない包括的な相談支援体制を構築し、子育ての負担や不安の解消に努めてきました。さらに、療育の拠点施設として、こども発達支援センターを設置し、一人ひとりの特性に応じた早期療育を進めてきました。

引き続き、就学前の教育・保育の質の向上を図るとともに、働きながら子育てができる環境の整備や、地域における子育て支援のさらなる充実を図る必要があります。また、療育や医療的ケアが必要な子供への対応や、ひとり親家庭、ヤングケアラーがいる家庭への支援、虐待の未然防止・早期発見に努めるなど、子供やその家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。



施 策

4-1-1 就学前の教育・保育の充実

児童部

多様な保育ニーズに対応しながら、必要に応じて、保育所や認定こども園などの整備を進めるとともに、子供一人ひとりのすこやかな育ちを保障する質の高い教育・保育の充実を図ります。

4-1-2 地域の子育て支援の充実

児童部・健康医療部

妊産婦や保護者の負担や不安を軽減するため、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供する機会や相談体制の充実を図ります。また、訪問支援や育児教室、一時預かりなど、地域での子育て支援を切れ目なく行うとともに、子育てに関する情報を積極的に発信し、保護者が必要とする子育て支援サービスにつなげます。

4-1-3 配慮が必要な子供・家庭への支援

児童部・福祉部・健康医療部

発達に支援を必要とする子供や医療的ケアを必要とする子供、ひとり親家庭、生活困窮世帯の子供、ヤングケアラーがいる家庭など、配慮が必要な子供や家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、児童虐待の未然防止・早期発見のため、相談・啓発などに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
4-1-1	保育所などの待機児童数	55人 (H30年度)	0人	0人
4-1-2	「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	3,510人	5,160人	5,000人
4-1-2	<u>吹田市で子育てをしたいと思う親の割合</u>	<u>95.9%</u> (H29年度)	<u>96.7%</u>	<u>98%</u>
4-1-3	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、 <u>助産師</u> 、民生委員・児童委員などが訪問 <u>や</u> 面談を行った割合	72.2% (H29年度)	51.8%	<u>100%</u>
4-1-3	「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の <u>割合</u>	<u>87%</u> (H29年度・20人)	<u>87.5%</u> (24人)	<u>100%</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○子ども・子育て支援事業計画 ○子供の夢・未来応援施策基本方針 ○障がい児福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 2

学校教育の充実したまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

子供たちが新しい時代を生き抜くために必要となる学力、人間性、体力を育むことができるまち

現状と課題

本市では、就学前から義務教育までを一体的に捉え、**知識の習得だけではなく、**主体的・対話的で深い学びを大切にしながら、さまざまな教育活動を通じて小中一貫教育を進めてきました。子供たちを取り巻く環境が急激に変化している中、学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や、さまざまな課題に対応できる思考力・判断力・表現力等、IoTやAIなどさまざまな先端技術を駆使した課題解決が求められるこれからの社会において持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育む必要があります。

また、いじめや不登校、子供の体力の低下への取組は喫緊の課題であり、子供たちのさまざまな悩みに対応するとともに、食育や体力づくりなどの取組を進め、豊かな心やすこやかな体を育むことが重要です。さらに、教育費の負担軽減など、経済的に援助が必要な家庭に対する支援を行う必要があります。

学校教育に求められる役割が増大する中において、**それぞれの子供に応じた質の高い教育を提供するためには、教員の担うべき業務を整理し、本来の職務に専念できる環境が必要です。**

学校施設の多くは建設から30年以上が経過しています。平成27年度(2015年度)には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、令和14年(2032年)には築50年を超える学校施設が約8割を占めることから、子供たちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。



施 策

4-2-1 学校教育の充実

学校教育部

新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、ICT教育、英語教育、食育・体力づくり、読書活動など教育内容の充実を図ります。また、いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりへの対応や特性に応じた支援体制・新たな学びの場の構築と教職員が本来業務に集中できる働きやすい環境を整えるとともに、就学援助など、安心して学ぶことができる取組を進めます。

4-2-2 学校教育環境の整備

学校教育部

学校施設の適切な管理を行うとともに、校舎や体育館の大規模改修やインクルーシブ教育の推進に向けた安全かつ快適で、一人ひとりの教育的ニーズに対応できるよう教育環境を整備します。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
4-2-1	授業で学習したことが将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小：87.1% 中：78.4% (H29年度)	小：89.8% 中：86.5%	小：95% 中：86%
4-2-1	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小：86.6% 中：80.6% (H29年度)	小：82.1% 中：82.5%	小：92% 中：86%
4-2-1	<u>いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小・中学生の割合</u>	<u>小：96.1%</u> <u>中：91.5%</u>	<u>小：96.7%</u> <u>中：95.4%</u>	<u>100%</u>
4-2-2	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	18.2% (H29年度)	61.4%	100% (R7年度まで)
4-2-2	<u>小・中学校のトイレ改修の実施率</u>	<u>41.5%</u>	<u>100%</u>	<u>100%</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 3

青少年がすこやかに育つまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

家庭、地域、学校の連携・協働のもと、
青少年のすこやかな成長を支えるまち

現状と
課題

近年、核家族化の進展、地域社会とのつながりや人間関係の希薄化などによる、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。また、いじめや不登校、ひきこもりなどが社会問題となっており、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっています。留守家庭児童育成室では入室を希望する児童が増加する一方で、職員体制の確保が困難となっており、放課後の児童の居場所の確保が課題となっています。

そのような中、本市では、子供たちの放課後の居場所や自然体験、交流活動などができる環境の充実を図ってきました。また、地域では、青少年の見守り活動などの取組が活発に行われてきましたが、コロナ禍で地域活動を行うことができない期間があったことも影響し、青少年を支える担い手の確保が難しくなっています。青少年のすこやかな成長を支えるためには、家庭、地域、学校がより一層連携を強化しながら、取組の充実を図ることが重要です。

青少年が地域でのさまざまな活動や体験を通じて、社会性や自立性を育むことができる環境づくりや、非行防止に向けた啓発を行うとともに、ひきこもりなどの課題を抱える青少年に対する支援を行う必要があります。また、放課後の子供たちが安心して過ごし、学び、遊ぶことのできる学校や地域での居場所の充実を図る必要があります。



施 策

4-3-1 青少年の健全育成

地域教育部

青少年の健全育成を図るため、地域での見守りや指導を行うとともに、青少年の仲間づくりや主体的な活動を支援するため、さまざまな体験・活動の機会を提供します。また、ひきこもりなどさまざまな課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図ります。

4-3-2 放課後の居場所の充実

地域教育部

留守家庭児童育成室への入室を希望する児童の確実な受け入れを行い、「太陽の広場」などとの連携強化を図りながら、地域の実情に応じて放課後の子供の安心安全な居場所を確保し、さまざまな体験・活動の機会を提供します。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
4-3-1	青少年指導者講習会の年間受講者数	268 人 (H29 年度)	61 人	350 人
4-3-1	青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数	13.6 万人 (H29 年度)	6.1 万人	14 万人
4-3-2	留守家庭児童育成室の受入及び待機児童数	受入：3,236 人 待機：0 人 (H29 年度)	受入：3,942 人 待機：0 人	受入：4,600 人 待機：0 人
4-3-2	太陽の広場などの年間参加者数	20.7 万人 (H29 年度)	3.2 万人	22.7 万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○[教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン](#) ○子ども・子育て支援事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

目標

(めざすまちの姿)

いつでも、どこでも、だれでも、
さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまち

**現状と
課題**

本市には、図書館や地区公民館など、生涯学習活動の場となる施設が多数配置されています。市内の大学などにおいても、身近に受講できる「市民大学講座」などの学習機会が提供されています。

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子供から大人までが心豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな生涯学習活動や多世代交流を通じて、人とのつながりを育むことが重要です。また、市民の学習ニーズの高度化・多様化に対応する必要があります。

そのような中、活動の場となる各施設の連携を強化しながら、あらゆる機会や場所において、生涯にわたって学習できる体制を整える必要があります。また、超高齢社会、防災・防犯、環境問題など現代的課題に関する学習機会の充実を図るとともに、学習成果を地域に還元できるよう、発表や活用できる場を提供する必要があります。

施 策

4-4-1 生涯学習活動の支援

地域教育部

あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関との連携や地域の人材の活用を通じて、さまざまな講座を実施するなど、学習機会の充実を図るとともに、市のホームページや「市報すいた」などにより、学習に関する情報提供を行います。また、学習によって習得した成果について、発表や活用ができる場を提供します。

4-4-2 生涯学習環境の整備

地域教育部

だれもが身近な場所で気軽に学習できるよう、図書館や地区公民館などの学習施設のサービスの充実を図るとともに、施設間の相互の連携を強化します。図書館では、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供することで生涯学習や自由な読書活動を支援します。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策 定 時	見 直 し 時 (R3)	目 標 (R10)
4-4-1	<u>市内大学連携講座の年間延べ受講者数</u>	2,538人 (H29年度)	643人	3,000人
4-4-2	<u>地区公民館の年間利用者数 (オンラインによる講座受講者を含む)</u>	43.4万人 (H29年度)	15.9万人	46.6万人
4-4-2	図書館の年間入館者数	195.8万人 (H29年度)	156万人	222万人
<u>4-4-2</u>	<u>市民一人当たりの図書館資料（電子図書を含む）の年間貸出数</u>	<u>9.59点 (H29年度)</u>	<u>9.59点</u>	<u>12点</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 教育振興基本計画教育ビジョン ○生涯学習（楽習）推進計画 ○吹田市立図書館サービス基本計画
○子ども読書活動推進計画 ○視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市立図書館条例

政策 1 環境先進都市のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

持続可能な社会の実現に向けた先進的な取組が進められ、
良好な生活環境が整ったまち

現状と
課題

地球温暖化の進行による気候変動や生物多様性の喪失をはじめとするさまざまな環境問題に直面する中、持続可能な社会の実現に向けて、国際的な取組が進められています。本市では、これまで地球温暖化対策やごみ減量に関する啓発などの取組を進めてきました。また、公害対策など良好な生活環境の確保に向けた取組を行ってきました。

しかし、世界規模では依然として二酸化炭素の排出量は増加しており、今後一層の地球温暖化が懸念される中、本市においても持続可能な社会の実現のため、エネルギー消費量はさらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、令和 32 年（2050 年）までに市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標に向け、低炭素から脱炭素社会への転換に向けた取組の強化が必要です。

市域で排出されるごみは、減少傾向にありましたが、近年は横ばい傾向であり、リサイクル率は目標を下回っています。資源循環の観点から人口増加に伴い増加が懸念されるごみの減量とともに、リサイクル率の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。地震や風水害等で発生する災害廃棄物を円滑に処理する対応も急務となっています。さらに、地球温暖化に伴う熱中症による健康被害への対策を含む新たな対応が必要です。

また、大気や水質、騒音などは環境目標をほぼ達成し、市民意識調査によると快適な生活環境に関する満足度は令和 4 年度（2022 年度）の調査では平成 26 年度（2014 年度）に比べ上昇しています。本市では、駅周辺を環境美化推進重点地区などに指定し、市民や事業者などとポイ捨て、路上喫煙禁止などの取組を進めるとともに、一地域の団体と協力しながら、啓発や美化活動を行っています。そのような身近な活動を通じ、環境に対する意識を高める必要があります。

本市の環境政策の基本理念である「もったいない精神」に立ち返り、エネルギーや資源、自然共生を大切にしたライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。



施 策

5-1-1 脱炭素社会への転換の推進

環境部

節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進に率先して取り組むとともに、市民、事業者に対しても、啓発や情報発信を行います。また、開発事業を持続可能な環境まちづくりに誘導します。熱中症による健康被害を回避するため、国とも連携し、基礎調査や啓発活動、情報発信などの取組を進めます。

5-1-2 資源を大切に作る社会システムの形成

環境部

ごみの発生を抑制し、資源の再使用を促進するとともに、リサイクル率の向上を図るため、市民や事業者と連携しながら啓発活動を進めます。また、安定的に廃棄物処理を行えるよう、処理施設の計画的な維持管理・長寿命化を行います。

5-1-3 安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進

環境部

公害の未然防止や早期解決のため、事業者への助言や指導を行います。また、良好な生活環境の維持や環境衛生の充実、自然共生への理解の促進を図るため、啓発活動や情報発信などの取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
5-1-1	市域の年間エネルギー消費量	18.9PJ (H27年度)	17.1PJ (R1年度)	13.1PJ
5-1-1	<u>市域の年間温室効果ガス排出量</u>	<u>1,873千t-CO2</u> (H27年度)	<u>1,451千t-CO2</u> (R1年度)	<u>1,092千t-CO2</u>
5-1-1	市域の太陽光発電システム設備容量 (累計)	1.5万kW (H28年度)	2.3万kW	3.5万kW
5-1-2	「*マイバッグ」の持参率	44.1% (H29年度)	82.1%	87%
5-1-2	市民1人当たりの1日のごみ排出量	843g (H29年度)	816g	760g
5-1-3	公害に関する苦情を解決した割合	68.1% (H29年度)	65.4%	80%
5-1-3	「環境美化推進団体」の団体数	24団体 (H29年度)	28団体	40団体

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○環境基本計画 ○地球温暖化対策新実行計画 ○一般廃棄物処理基本計画 ○災害廃棄物処理計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○環境基本条例 ○環境の保全等に関する条例 ○廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
○環境美化に関する条例 ○環境まちづくり影響評価条例

政策 1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり

目標

(めざすまちの姿)

地域の特性を生かしたまちづくりが進められ、
みどり豊かで安全・快適に暮らせるまち

現状と
課題

本市では、高度経済成長期における千里ニュータウンの建設や、その後の各地での土地区画整理事業などにより、計画的なまちづくりが進められました。現在は、市域全体が市街化されている一方で、公園、緑地などの公共のみどりや、農地、住宅地など地域で育まれたみどりにより、みどりが調和した都市空間が形成されています。

近年は、住宅団地の建替えや企業用地の土地利用転換により、市街地の機能更新が多くみられ、開発によりみどりの面積は減少しています。また、少子高齢化の進展への対応や、環境負荷の軽減、災害に強い都市の形成などを進めるとともに、良好な住環境の維持・向上に向け、適切な開発誘導や共同住宅をはじめとした既存の建築物の適正管理の促進などを行う必要があります。さらに、都市の中のみどりは、市民の憩いと活動の場となり、防災機能の向上や生物多様性の保全、美しい景観の形成に役立っています。みどりの保全と創出を図るとともに、都市公園の整備・管理を適切に行うことにより、みどりの多様な機能を生かしたまちづくりを進める必要があります。

本市は、市街地が形成された過程や、立地する建築物、そして都市活動や暮らしなどから、異なった特色や個性をもつ地域によって構成されています。地域の特性を生かしながら、みどり豊かで安全・快適な、魅力ある、地域らしさを備えた都市空間を形成していく必要があります。



施 策

6-1-1 土地利用誘導と良好な景観形成 都市計画部

地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため、適切な土地利用誘導などに努めるとともに、良好な景観形成に向けた啓発などを進めます。また、住民主体のまちづくり活動に対する支援を行います。

6-1-2 良好な住環境の形成 都市計画部・土木部

良好な住環境の形成を図るため、開発・建築の指導を行うとともに、市街地の整備・再整備を行います。また、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営、マンションの適正な維持管理への支援などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。

6-1-3 みどりの保全と創出 土木部

公共のみどりの適切な管理や、民有地のみどりの保全に向けた制度の充実などにより、今あるみどりを保全します。公共施設の緑化や、公園・緑地の計画的な整備、民有地での緑化に向けた取組の支援などにより、地域の特性を生かした新たなみどりを創出します。公園・緑地については、多様な利用ニーズ、公園施設の管理水準の向上などに対応するための再整備や運営管理の強化などを行います。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
6-1-1	まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数〔面積〕	52 地区 [160.9ha] (H29 年度)	74 地区 [275.7ha]	75 地区 [230ha]
6-1-1	景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数〔面積〕	20 地区 [88.7ha] (H29 年度)	32 地区 [119.7ha]	40 地区 [150ha]
6-1-2	住宅の耐震化率	81.4% (H27 年度)	90.7% (R2 年度)	95%
6-1-2	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	28.7% (H25 年度)	—	10%
6-1-2	<u>倒壊の危険がある空家等の数</u>	<u>122 件</u> (H30 年度)	<u>46 件</u>	<u>解消</u>
6-1-2	<u>長期修繕計画に基づく修繕積立をしているマンション管理組合の割合</u>	<u>60%</u> (H30 年度)	<u>62.6%</u>	<u>75%</u>
6-1-3	公園などの面積	358.8ha (H29 年度)	360.3ha	361.6ha
6-1-3	「*みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数	28 団体 (H29 年度)	32 団体	60 団体

▶▶ 関連する主な個別計画

- 都市計画マスタープラン ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画 ○みどりの基本計画
 ○住生活基本計画 ○空家等対策計画 2020 ○マンション管理適正化推進計画 ○市営住宅長寿命化計画

▶▶ 関連する主な条例

- 景観まちづくり条例 ○開発事業の手続等に関する条例（好いたすまいる条例）
 ○みどりの保護及び育成に関する条例 ○都市公園条例 ○屋外広告物条例

政策 2 安全・快適な都市を支える基盤づくり

目標

(めざすまちの姿)

道路、水道、下水道などの適切な維持や、公共交通の利便性の向上により、だれもが安全・快適に暮らせるまち

現状と課題

本市は、道路、水道、下水道などの都市施設が計画的に整備されてきました。また、複数の鉄道路線や幹線道路が市内を通っているなど、都市基盤が一定整った状況にあります。最近では、地震等の災害が頻発していることに加え、感染症の感染拡大時には公衆衛生を保持する観点からも都市基盤の重要性が再認識されています。

都市施設は建設から 50 年以上経過したものが多くなってきており、老朽化への対応が急務となっています。都市施設を適切に維持管理するとともに、災害への備えや環境負荷の軽減、バリアフリー化の推進などにも配慮しながら、更新・長寿命化を計画的に進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う新しい生活様式の浸透等、公共交通を取巻く環境は年々厳しさを増しています。だれもが安心して移動できる手段として、今ある公共交通を維持し未来につないでいくため、利用者・事業者・行政が共に支え一体となって取り組むことが必要です。さらに、近年、自転車の利用が増えている中、自転車の通行空間の整備や利用者のマナー向上などが求められています。歩行者や自転車が安全で快適に移動できる環境を整備するとともに、交通ルールの周知徹底を進める必要があります。



施 策

6-2-1 道路などの整備 土木部

安全で快適な道路環境を確保するため、歩道などのバリアフリー化を進めるとともに、計画的に道路や橋、街路樹の適切な維持管理を行います。また、都市計画道路の整備を進めます。

6-2-2 水道の整備 水道部

安全な水を供給し続けるため、より効果的な調査、点検等により水道施設を適切に維持管理します。また、更なる水道システムの強靱化に向けて、計画的な更新や耐震化などを進めるとともに、水道施設の再構築に取り組みます。

6-2-3 下水道の整備 下水道部

快適な生活や環境を守るため、官民連携により下水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新・長寿命化に取り組みます。また、地震や豪雨などの災害リスクを軽減するため、施設の耐震化や浸水被害の軽減対策などを進めます。

6-2-4 交通環境の整備 土木部

利用者・事業者・行政が一体となって持続可能で利便性・安全性の高い公共交通ネットワークの実現に取り組みます。また、自転車を安全・快適に利用できる通行空間や自転車駐車場などの確保を進めるとともに、交通ルールの啓発に取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
6-2-1	バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路などの整備延長	8.3km (H29年度)	14.2km	17km
6-2-1	都市計画道路の整備率	91% (H29年度)	93%	96%
6-2-2	水道管路の更新延長	7.2km (H29年度)	40.6km	93km
6-2-2	水道基幹管路の耐震化率	41.9% (H29年度)	47.7%	58%
6-2-3	下水道管路の更新及び長寿命化延長	23.9km (H29年度)	38.9km	65km
6-2-3	雨水排水施設の整備率（1時間に約50mmの降雨に対応）	54.0% (H29年度)	54.08%	55%
6-2-4	自転車通行空間の整備延長	0.9km (H29年度)	4.1km	25km

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 都市計画マスタープラン ○バリアフリー基本構想 ○バリアフリー道路特定事業計画
- 自転車利用環境整備計画 中間見直し ○公共交通維持・改善計画 ○すいすいビジョン 2029
- 水道施設マスタープラン ○下水道事業経営戦略 2019 ○公共下水道事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 自転車等の放置防止に関する条例 ○水道条例 ○下水道条例

政策 1 地域経済の活性化を図るまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

地域経済の活性化が図られ、だれもが働きやすい環境が整ったまち

現状と課題

本市は、多くの企業が立地する産業集積都市としての側面をもち、「北大阪健康医療都市（健都）」では、国際級の複合医療産業拠点の形成も進められています。また、開業率は全国的にみて高い水準となっています。

地域の産業は、市民の雇用を確保するとともに、市民の暮らしを支える基盤でもあります。近年、経済のグローバル化による競争激化など社会経済状況が厳しさを増す中、感染症を含む災害への備えやデジタル化への対応も求められており、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業への支援を進めていく必要があります。商店街においては、市民の暮らしを支え、コミュニティの核ともなる魅力ある商店街づくりに向けた支援が必要です。また、都市における農地は、貴重なみどりの空間や自然とのふれあいの場などとしても役立っており、都市と調和する農業の振興が求められています。

雇用・労働環境においては、少子高齢化による労働力人口の減少や不安定雇用などが社会問題となっています。働く意欲のある全ての人々が、雇用形態にとらわれず多様な働き方ができる環境づくりが求められています。本市では、「JOB ナビすいた」などで、働く意欲がありながらさまざまな課題を抱える就職困難者に対する支援を行っており、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援のさらなる充実を図る必要があります。また、介護、保育など特定分野では恒常的な人材不足となっており、求職者とのミスマッチの解消に向けた取組が必要です。さらに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、だれもが働きやすい環境づくりへの支援が必要です。



施 策

7-1-1 産業振興と創業支援 都市魅力部

中小企業などの経営の安定や事業拡大、創業者の育成や定着に向けた支援を行います。また、魅力ある商業地づくりに向けて、空き店舗の活用への支援を行います。さらに、農地のさまざまな機能を活用しながら、都市農業の振興に取り組みます。

7-1-2 就労と働きやすい環境づくりへの支援 都市魅力部

就労相談や職業紹介などの充実を図り、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うとともに、事業者の人材確保に向けた支援に取り組みます。また、働き方改革で求められる労働環境の改善に向けた相談や啓発などを行います。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策 定 時	見 直 し 時 (R3)	目 標 (R10)
7-1-1	開業率と廃業率の差	△2.4ポイント (H28年度)	＝	3ポイント
7-1-1	市内の事業所数	11,526事業所 (H28年度)	11,654事業所	11,700事業所
7-1-1	商店街及び小売市場における空き店舗率	9.3% (H29年度)	9.1%	7%
7-1-2	JOB ナビすいたを活用した年間就職者数	612人 (H29年度)	122人	630人
7-1-2	「障がい者就職応援フェア」への参加者数	52人 (H29年度)	27人	85人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 商工振興ビジョン ○農業振興ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

- 産業振興条例 ○企業立地促進条例

政策 2 文化・スポーツに親しめるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

文化やスポーツを通じて、より豊かな市民生活を営める魅力あるまち

現状と課題

文化やスポーツは、市民の生きがいや健康づくりにつながり、市民生活を豊かにするとともに、活動を通じて地域コミュニティの形成にも貢献しています。

本市は、文化会館（メイシアター）など、文化・芸術にふれられる環境が整っているとともに、地域では、市民サークルなどによるさまざまな文化活動が行われています。また、地域には、文化活動や日々の暮らしの中で、形づくられてきた多くの文化資源があります。市民主体の文化活動への支援を行うとともに、文化や芸術にふれることができる機会の充実や文化財の保存活用を図る必要があります。

また、多文化共生を推進し、地域に暮らす国籍や民族、文化の異なる市民が、違いを認め合いながら共に暮らす社会を実現するため、都市間交流も含め多角的な取組を進めることが重要です。

近年、健康づくりの取組が注目される中、スポーツや運動は誰もが生涯にわたって親しみ、健康寿命の延伸や地域のつながりを深めるものとして、重要な役割を担っています。また、地域では、市民主体のさまざまなスポーツ活動が活発に行われています。健康寿命の延伸に向けた運動の習慣化への支援や子供から高齢者までそれぞれの体力、年齢、目的に応じたスポーツ活動が進められるよう、地域との連携のもと、スポーツに親しめる機会の充実や指導者の育成を図る必要があります。



施 策

7-2-1 文化の振興 都市魅力部

文化会館（メイシアター）などの身近な場所で文化や芸術にふれることができる機会を提供するとともに、市民の文化活動への支援を行います。また、多文化共生推進のための様々な取組や都市間の文化交流を進めます。

7-2-2 文化財の保存と活用 地域教育部

地域の文化に関する調査研究を行うとともに、文化財を適切に保存します。また、市内のさまざまな文化財の活用及び博物館の有する多様なコンテンツのデジタル化を図り、市民の文化活動などを支援します。

7-2-3 地域におけるスポーツの振興 都市魅力部

地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、指導者の育成を行うなど、市民が気軽にスポーツに参加できる機会の充実に取り組みます。また、体育施設を適切に管理し、スポーツに親しめる環境づくりを進めます。

■ 施 策 指 標 ■

施策	指 標 名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
7-2-1	文化会館（メイシアター）の年間入館者数	48.6 万人 (H28 年度)	17.5 万人	50 万人
<u>7-2-1</u>	<u>市の文化事業に出演・出展した市民の延べ人数</u>	＝	<u>2,173 人</u>	<u>2,400 人</u>
<u>7-2-1</u>	<u>外国人等支援施策において支援した延べ人数</u>	＝	<u>52 人</u>	<u>100 人</u> (差替え予定)
7-2-2	吹田市立博物館の年間入館者数	3.4 万人 (H29 年度)	1.3 万人	3.5 万人
7-2-3	スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数	7.5 万人 (H29 年度)	<u>0.8 万人</u>	<u>9.5 万人</u>
<u>7-2-3</u>	<u>「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数（累計）</u>	<u>4,099 人</u> (H29 年度)	<u>4,301 人</u>	<u>5,000 人</u>
<u>7-2-3</u>	<u>各スポーツ施設及び学校体育施設開放事業の年間延べ利用者数</u>	<u>187 万人</u> (H29 年度)	<u>99.2 万人</u>	<u>140 万人</u>

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 文化振興基本計画 ○多文化共生推進指針

▶▶▶ 関連する主な条例

- 文化振興基本条例 ○文化財保護条例 ○吹田市立博物館条例

政策 3 市民が愛着をもてるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

まちのさまざまな魅力の向上により、市民が愛着や誇りをもち、
住み続けたいと思えるまち

現状と
課題

本市は、高い交通利便性や豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業や大学が立地しているとともに、市立吹田サッカースタジアムや万博記念公園があることなどから、多くの人が訪れるまちでもあり、今後開催予定の「2025 大阪・関西万博」を活用するなど、同公園周辺エリア等の一層の活性化や魅力の向上・発信が求められます。さらに、「すいたフェスタ」をはじめとするイベントが盛んであるなど、暮らしにおけるさまざまな面で充実していることが本市の特徴となっています。

市民が愛着や誇りをもち、「住み続けたい」「離れても戻りたい」と思えるまちに向けて、「シティプロモーションビジョン」に基づき、今あるまちの魅力のさらなる向上や新たな魅力づくりに取り組む必要があります。また、市民がまちの魅力を感じられる機会を充実させることで、本市の魅力が市民から市内外へ広がるよう仕掛けていくことが重要です。

本市は、5つの大学などが立地しており、大阪府内で学生数が最も多く、様々な場面で活気がもたらされるなど、まちの魅力向上につながっています。また、市立吹田サッカースタジアムは、Jリーグ「ガンバ大阪」のホームスタジアムであり、レベルの高いプロの試合を身近に体感できるなど、本市の新たな魅力の1つとなっています。市民のまちへの愛着の醸成に向けては、そのような本市独自の強みを積極的に活用していくことも重要です。

施 策

7-3-1 魅力の向上と発信 都市魅力部

今ある本市の強みをさらに伸ばしていくとともに、市民との連携や市民同士の関わりを深めながら、新たな魅力づくりに取り組みます。また、地域資源を活用しながら、市民がまちの魅力を感じ、**住み続けたいと思える**機会の充実を図るとともに、**多様な手法による効果的な**魅力の発信に取り組みます。

7-3-2 本市独自の強みを生かしたまちづくり 都市魅力部

大学との連携を進め、豊富な人材、情報、技術などのまちづくりへの活用**を図るとともに、学生による主体的な貢献を促進します**。また、さまざまな団体との連携を深めながらガンバ大阪のホームタウン活動を盛り上げ、地域ぐるみでの応援の機運を高めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時	見直し時 (R3)	目 標 (R10)
7-3-1	すいたフェスタへの協賛・協力団体数 (令和元年度までは「吹田まつり」)	536 団体	344 団体 (R4)	600 団体
7-3-1	すいたフェスタへの参加者数 (来場者数)	=	1.7 万人 (R4)	2 万人
7-3-1	「情報発信プラザ（Inforest すいた）」への年間入場者数	39.5 万人 (H29 年度)	17.4 万人	45.0 万人
7-3-1	すいたん Twitter など SNS フォロワー数	1.1 万人 (H29 年度)	1.8 万人	2.5 万人
7-3-2	大学との連携による事業やイベントなどの年間実施回数	96 回 (H29 年度)	152 回	120 回
7-3-2	連携授業等への参加を契機に市政への参画意欲が向上した学生の割合	=	今年度 調査予定	50%
7-3-2	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数	2,032 人 (H29 年度)	3,245 人	5,000 人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○シティプロモーションビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 1 行政資源の効果的活用

目標

(めざすまちの姿)

限られた財源や人材などの行政資源が有効活用され、新たな行政課題に柔軟に対応しながら、持続可能な行政運営が行われているまち

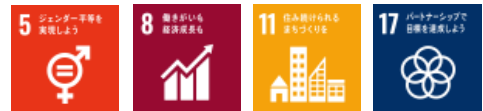
現状と課題

本市の人口は、長期的には少子高齢化に伴って減少に転じることが予測され、市税収入の減少や、社会保障関係経費の増加が見込まれています。また、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中する時期を迎えています。

中核市への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を、市民に身近な基礎自治体として、より一層効果的・効率的に進めていくことが求められており、PDCA サイクルのもと、実施した取組の成果や課題を検証したうえで、その結果を翌年度以降の取組につなげていく必要があります。

公共施設については、最適な整備・配置・維持保全を行い、トータルコストの縮減や財政負担の平準化に努める必要があります。また、市民の利便性を向上させるため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進することも喫緊の課題となっています。

時代の変化を見据え、柔軟に行政課題に対応できる人材の確保・育成に努めるとともに、DX も含め行政運営の効率化を図る取組を推進することで、限られた財源と人材の有効活用を図り、平常時はもとより災害発生や感染症感染拡大などの非常時においても、持続可能な組織づくりを進める必要があります。



施 策

8-1-1 効果的・効率的な行財政運営の推進	行政経営部
行政評価の取組を強化しながら、その結果を実施計画、予算に反映し、行政課題に効果的・効率的に対応します。また、 <u>中核市としての権限の発揮や、近隣自治体などとの広域連携に努めます。併せて、民間活力の導入も含めた業務プロセスの改善によって、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。</u>	
8-1-2 公共施設の最適化	都市計画部
学校や公民館などの一般建築物のほか、道路や上下水道なども含めた公共施設について、日常的な維持管理や老朽化した施設の更新などを適切に行うとともに、施設の複合化や集約化、公有地の利活用を図るなど、総合的かつ計画的な管理を進めます。	
8-1-3 人材育成の推進	総務部
時代の変化を見据えながら、行政課題に適切かつ柔軟に対応できる職員の育成をめざします。また、市民対応能力や政策立案能力の向上など、 <u>職員の能力開発に資する職員研修の充実や人事評価制度の活用などを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現など、職員が働きやすい環境づくりを進めます。</u>	
8-1-4 ICTの利活用	行政経営部
市民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、 <u>オンラインでの申請・使用料支払いなど、ICTの利活用とデジタルデバйд対策を進め、自治体DXの推進を図ります。</u> 災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、情報セキュリティの脅威に対応するため、 <u>職員への研修をはじめとして、情報セキュリティ管理の強化を図ります。</u>	

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
8-1-1	<u>財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合</u>	<u>15.4%</u> (H29年度)	<u>16.4%</u>	<u>20%</u>
8-1-1	公債費比率	7.5% (H28年度)	7.5%	10%以下
8-1-2	<u>一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合</u>	<u>0%</u> (H29年度)	<u>100%</u>	<u>100%</u>
8-1-2	<u>公共施設(一般建築物)の改修や建替えをした件数</u>	<u>=</u>	<u>18件</u>	<u>130件</u>
8-1-3	職員1人当たりの年間研修受講回数	<u>5.9回</u>	<u>2.8回</u>	<u>7回</u>
<u>8-1-3</u>	<u>年間の時間外勤務時間数が360時間以下の職員数の割合</u>	<u>=</u>	<u>91.8%</u>	<u>100%</u>
8-1-4	ICTを活用した行政サービスの稼働休止時間	144分 (H29年度)	0分	0分
8-1-4	<u>電子化した行政手続におけるオンライン申請件数の割合</u>	<u>=</u>	<u>7.1%</u>	<u>30%</u>

▶▶ 関連する主な個別計画

- 公共施設総合管理計画 ○公共施設(一般建築物)個別施設計画 ○情報化推進計画
○人材育成基本方針 ○職員体制計画 ○特定事業主行動計画 ○障がい者活躍推進計画

▶▶ 関連する主な条例

IV. 市民意識指標（体系別）

市民の意識や行動、満足度などを市民意識指標として設定します。市民意識指標は、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざします(図表IV-1)。

図表IV-1 市民意識指標及び関連政策

No.	指標名	H26年度	H30年度	R4年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
市全体の取組の向上を示す指標							
1	今住んでいるところが気に入っている、住み続けようと思っている市民の割合	57.8%	59.8%	61.4%	70%	-	-
2	市の窓口サービスに満足している市民の割合	16.3%	18.7%	17.6%	50%	-	-
【大綱1】人権・市民自治							
3	人権意識が向上していると思う市民の割合	21.7%	30.0%	36.1%	30%	1-1	4-2
4	男女がともに個性や能力を發揮できている社会になってきていると思う市民の割合	30.8%	34.2%	37.2%	50%	1-1	4-1
5	市報すいた、ケーブルテレビ、ホームページなど、市が発信する情報に満足している市民の割合	25.9%	29.4%	38.9%	41%	1-2 8-1	7-3
6	何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	4.0%	2.9%	3.3%	8%	1-2 8-1	-
7	過去一年間に一度以上、地域活動に参加したことがある市民の割合	二	二	二	50%	1-2	4-3
【大綱2】防災・防犯							
8	地震や風水害などへの対策に満足している市民の割合	19.0%	22.2%	25.8%	70%	2-1	6-2
9	災害に備えている市民の割合	27.7%	34.8%	42.9%	75%	2-1	1-2 3-3
10	治安が良いと感じる市民の割合	42.8%	48.5%	57.2%	70%	2-2	4-3
【大綱3】福祉・健康							
11	何らかの社会参加をしている高齢者の割合	59.5%	65.5%	55.2%	70%	3-1	1-2 3-3
12	高齢者の健康づくり・介護予防・生活支援の満足度の割合	13.3%	18.9%	19.9%	25%	3-1	3-3
13	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスに満足している市民の割合	13.7%	16.8%	19.6%	18%	3-2	3-3 4-1

No.	指標名	H26年度	H30年度	R4年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
【大綱3】福祉・健康							
14	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉に満足している市民の割合	12.7%	16.4%	18.4%	24%	3-3	3-1 3-2
15	保健事業や健康づくりに満足している市民の割合	14.8%	21.5%	20.0%	18%	3-4	—
【大綱4】子育て・教育							
16	安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合	62.3%	63.0%	70.4%	75%	4-1 4-2 4-3	3-2 3-3 3-4
17	学校教育に満足している市民の割合	20.9%	23.9%	25.7%	50%	4-2	3-2
18	一年間で何らかの学習活動を行った市民の割合	—	35.2%	39.3%	50%	4-4	7-2
【大綱5】環境							
19	快適な生活環境の確保に満足している市民の割合	26.6%	31.7%	34.4%	40%	5-1	—
20	ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	25.1%	29.9%	29.9%	40%	5-1	—
【大綱6】都市形成							
21	まちなみが美しいと感じる市民の割合	58.6%	60.7%	66.6%	70%	6-1 6-2	5-1
22	みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	61.4%	62.1%	66.9%	67%	6-1	5-1
23	鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合	54.5%	58.5%	60.2%	60%	6-2	—
【大綱7】都市魅力							
24	商工業の振興に満足している市民の割合	10.8%	16.5%	17.3%	15%	7-1	—
25	芸術文化を親しめる環境として満足している市民の割合	15%	17.1%	17.0%	20%	7-2	4-4
26	成人の週1回以上のスポーツ実施率	36.7%	35.7%	44.3%	50%	7-2	3-4 4-4
27	市の魅力を伝える取組に満足している市民の割合	7.5%	10.2%	13.0%	15%	7-3	—

附属資料

1. 施策指標の一覧

作成中

2. SDGs 対応施策一覧

作成中

3. 用語集

作成中

4. 行政組織図

作成中

5. 第4次総合計画基本構想

I. 策定の趣旨

本市は、昭和54年（1979年）に吹田市総合計画を策定して以来、3次にわたる総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成18年（2006年）の第3次総合計画策定から10年以上が経過する中で、本市はさまざまな課題に直面しています。世界経済の混迷や東日本大震災のような大規模災害の発生といった社会経済状況の変化は、市民生活に大きな影響を与えています。また、日本全体では人口減少が進む中、本市では、近年、転入超過による人口増加が続いており、待機児童の急増といった課題への対応が求められているところです。さらに、今後、わが国で一層進展する少子高齢化や人口減少は、社会保障費の増大や経済成長の鈍化、地域におけるコミュニティの弱体化など、市政運営や市民生活に大きな影響を与えることが懸念されます。

そのような時代の変化の中で、市民一人ひとりが安心安全で豊かな生活を実感できる社会を築き、それを将来世代へ引き継ぐことができるまちづくりに取り組んでいく必要があります。その取組にあたっては、市民と行政とが、互いの役割と責任を認識しながら、協働により地域の課題に対応していくことが重要です。また、その市民とは住民だけでなく、本市にある学校や職場に通う人、本市で活動する事業者や団体など、さまざまな主体をさします。

こうした視点から、第3次総合計画の目標年次である平成32年度（2020年度）を前に、改めて本市のめざすべき将来像を見通し、本市のまちづくりを推進するための今後10年間の指針として、第4次総合計画を策定します。

II. 総合計画の概要

1. 総合計画の役割

平成23年（2011年）の地方自治法改正により、地方自治体における総合計画の策定義務が撤廃されましたが、本市では、自治基本条例で総合計画を策定することを定めています。変化が激しい時代において、進むべき大きな方向を見失うことなく市民や職員が共有できる、市政運営上の基本的な指針となるよう総合計画を策定します。

また、総合計画に基づき、各分野におけるさまざまな個別計画の総合調整を行うとともに、PDCAサイクルのもと、取組の成果と課題を確認しながら計画を推進することにより、効果的かつ効率的な行政運営をめざします。

2. 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します（図表 II-1）。

●基本構想

基本構想は、本市がめざす将来像とそれを実現するための基本方向を施策の大綱として示します。

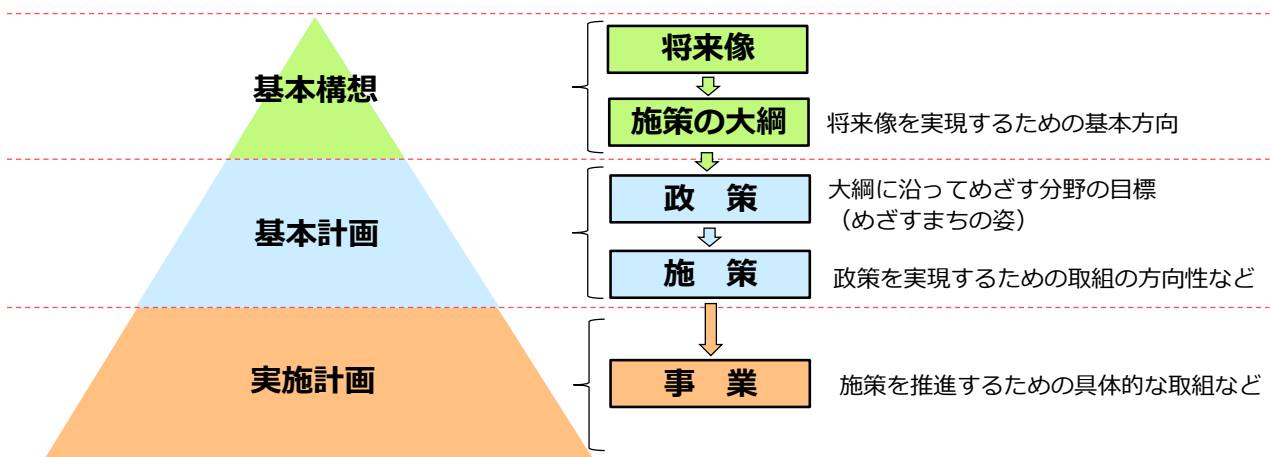
●基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱に沿った政策・施策を体系的に示します。

●実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を推進する具体的な事業内容と財政計画を示します。

図表 II-1 計画の構成

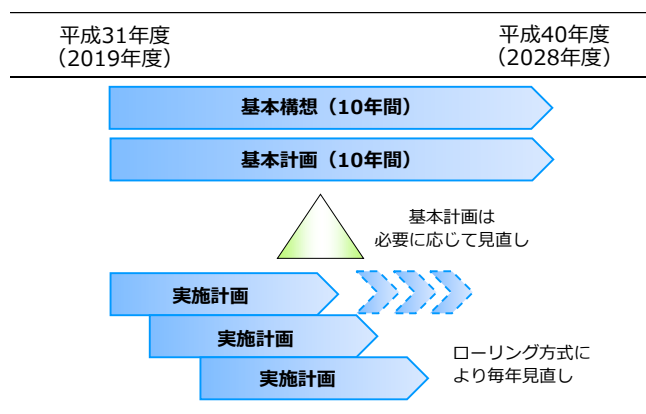


3. 計画の期間

基本構想と基本計画の計画期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 40 年度（2028 年度）までの 10 年間とします。

ただし、基本計画については、計画の評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行います。また、実施計画の計画期間は 5 年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います（図表 II-2）。

図表 II-2 計画の期間



Ⅲ. 策定の背景

1. 吹田市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、大阪府の北部に位置し、東は茨木市及び摂津市、西は豊中市、南は大阪市、北は箕面市に接しており、東西 6.3km、南北 9.6km、面積は 36.09 k m²を占めています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20mから 116mのなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川、淀川をつくる標高 10mほどの低地から形成されています。

(2) 市の沿革

市域では、水に恵まれた土地であったことを背景にかなり古くから生活が営まれ、さまざまな文化が育まれてきました。明治 9 年（1876 年）の大阪・向日町間の官営鉄道の開通を機に発展が始まり、明治 22 年（1889 年）の有限責任大阪麦酒会社（現アサヒビール株式会社）の設立、大正 12 年（1923 年）の国鉄吹田操車場の操業開始により、「ビールと操車場のまち」といわれるようになりました。

また、大正 10 年（1921 年）には北大阪電気鉄道（現阪急電鉄）の十三・千里山間も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地として市街化が進展してきました。

昭和 15 年（1940 年）には吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、吹田市として市制が施行され、昭和 28 年（1953 年）には新田村の下新田地区と、昭和 30 年（1955 年）には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和 30 年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進み、人口が急激に増加しました。昭和 45 年（1970 年）には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、本市の存在を広く知らしめました。この博覧会に関連して広域幹線道路や鉄道網をはじめとする都市基盤が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、企業などの集積が進みました。現在は、市域のほぼ全域に市街地が広がり、都市基盤が整った状況にあります。

(3) 都市宣言

本市では、3つの都市宣言を行っており、まちづくりの基本としています。

①非核平和都市宣言 - 昭和 58 年（1983 年）8 月

人類共通の願いである恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、非核平和都市であることを宣言しています。

②健康づくり都市宣言 - 昭和 58 年（1983 年）10 月

健康は、心ゆたかで活力に満ち充実した生活を営むための市民共通のねがいとし、市民の理解と参加を得て、健康づくり都市の実現に向けて取り組むことを宣言しています。

③安心安全の都市（まち）づくり宣言 - 平成 20 年（2008 年）3 月

市民、企業、行政が力を合わせて、安心してくらすことのできる安全なまち、いつまでも誇りをもって住み続けたいと思えるまちをめざし、取り組むことを宣言しています。

2. 吹田市の特徴

(1) 交通の利便性

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km 圏内には JR 新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。また、平成 31 年（2019 年）には JR おおさか東線（放出・新大阪間）が開通し、本市にも新たに南吹田駅が設置され、さらなる利便性の向上が期待されています（図表 III-1）。

このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地するうえで有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性は、本市の住宅地としての魅力を高める大きな要因の 1 つとなっています。

(2) 大学・研究機関・文化施設の充実したまち

本市は 5 つの大学があり、多くの学生が通うまちです。また、国立循環器病研究センターを中心とした国際級の複合医療産業拠点となる北大阪健康医療都市（健都）の取組が進められているほか、理化学研究所の研究施設など国内有数の研究機関が立地しています。

日本万国博覧会の会場跡地には、みどりに包まれた広域公園があり、日本庭園や自然文化園、国立民族学博物館などのほか、Jリーグガンバ大阪のホームスタジアムである市立吹田サッカースタジアムが整備されています。市域には、市立の博物館や文化会館（メイシアター）なども設置されています（図表 III-1）。

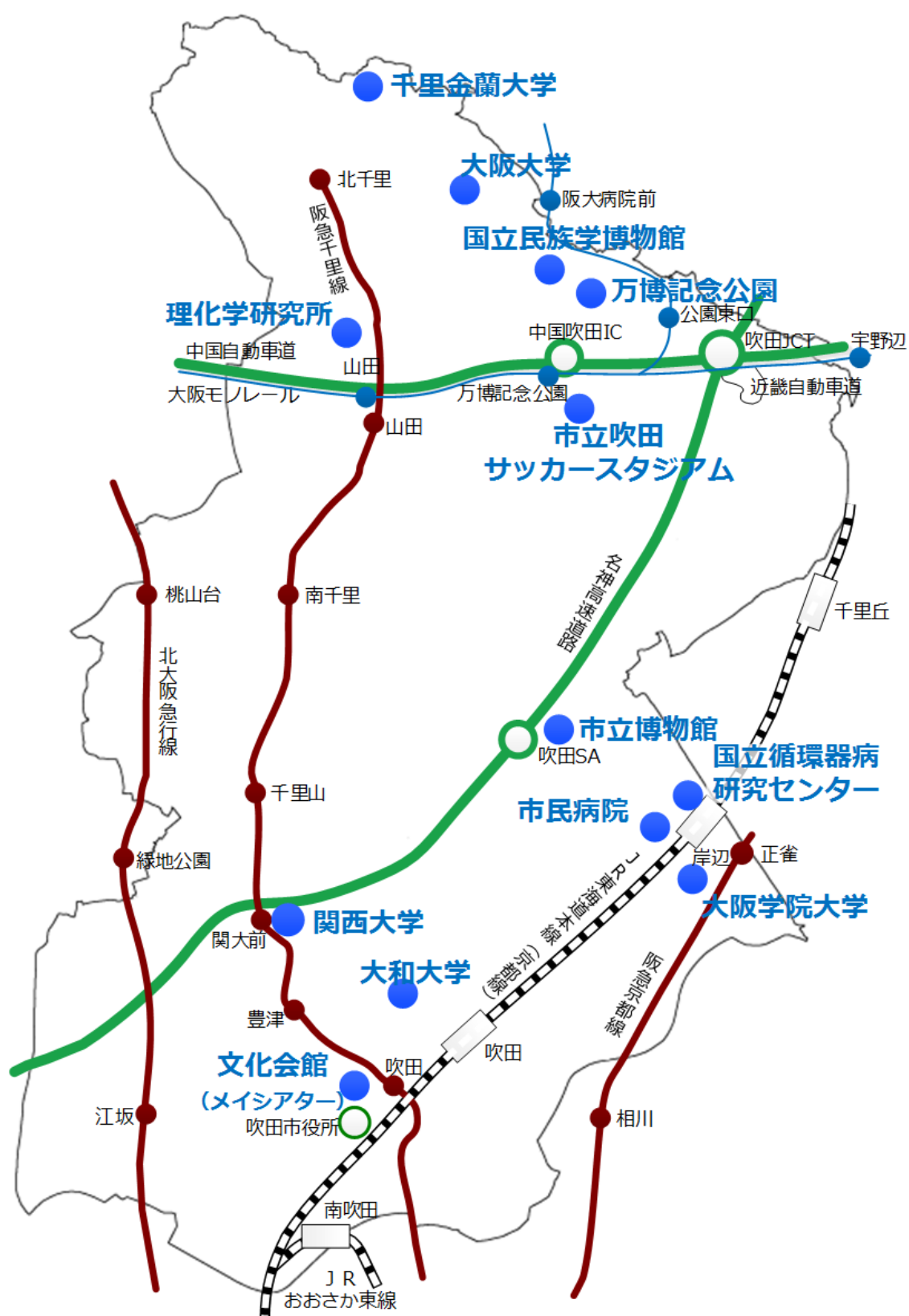
このように、多くの大学・研究機関や文化施設が立地しており、学術・研究・文化を育む環境が充実しています。

(3) 暮らしを支える生活関連施設

国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院、市民病院などの医療機関が数多く立地して、市民生活の安心を支えています（図表 III-1）。

また、コミュニティセンターや市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターなどの福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設、そして体育館や市民プールなどの体育施設など、さまざまな公共施設を地域に配置しています。

図表 III-1 主要施設など



(4) 複合型都市

本市は、鉄道網の整備や千里ニュータウンの建設、土地区画整理事業に伴う宅地開発などにより、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。一方、江坂駅周辺では卸売・小売業などの店舗や企業の集積がみられるとともに、市内には多くの大学が立地しています。このように、本市は住宅都市でありながら、多くの企業や大学などを有する複合型都市といえます。

そのため、本市に住む就業者の6割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の5割以上が他市から通勤してきています。また、通学で市外に出る人よりも、通学で本市に来る人が多くなっています。(図表 III-2)。

(5) 地域ごとに異なる特色

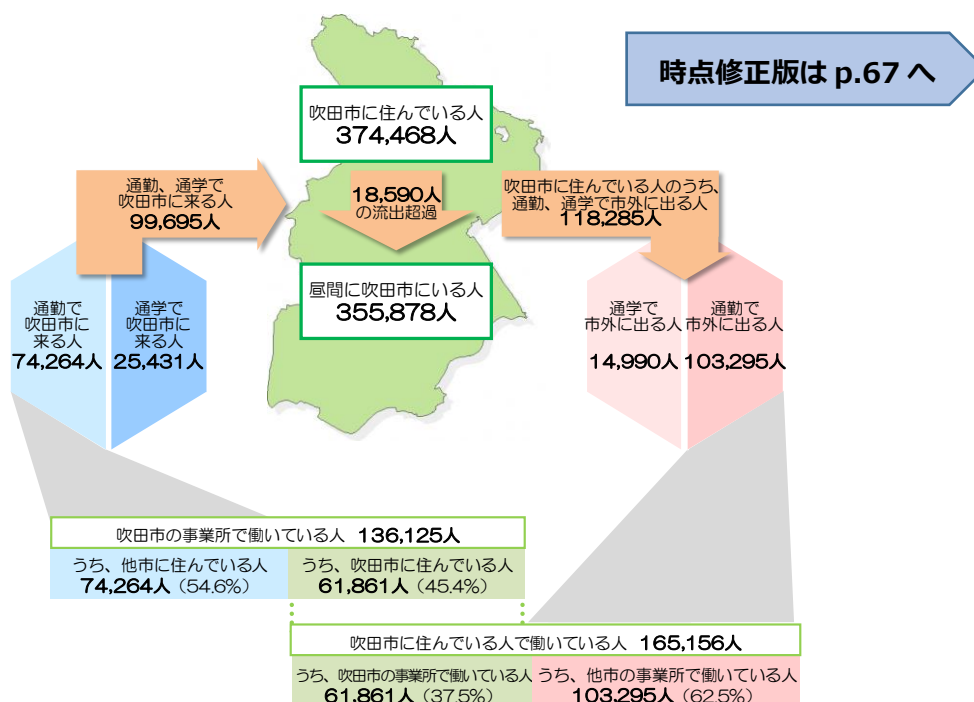
市域北部には、計画的なまちづくりが行われた千里ニュータウンや万博記念公園などにおいてみどり豊かな環境が形成されているとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。

一方、市域南部には、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能の集積がみられます。さらに、北大阪健康医療都市（健都）においては、医療機関や医療関連企業などが集積する複合医療産業拠点の形成をめざすとともに、健康・医療のまちづくりを進めています。

また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

このように、本市は、地域ごとに異なる特色をあわせもっており、それを生かしながらまちづくりが進められてきました。

図表 III-2 通勤・通学の様子



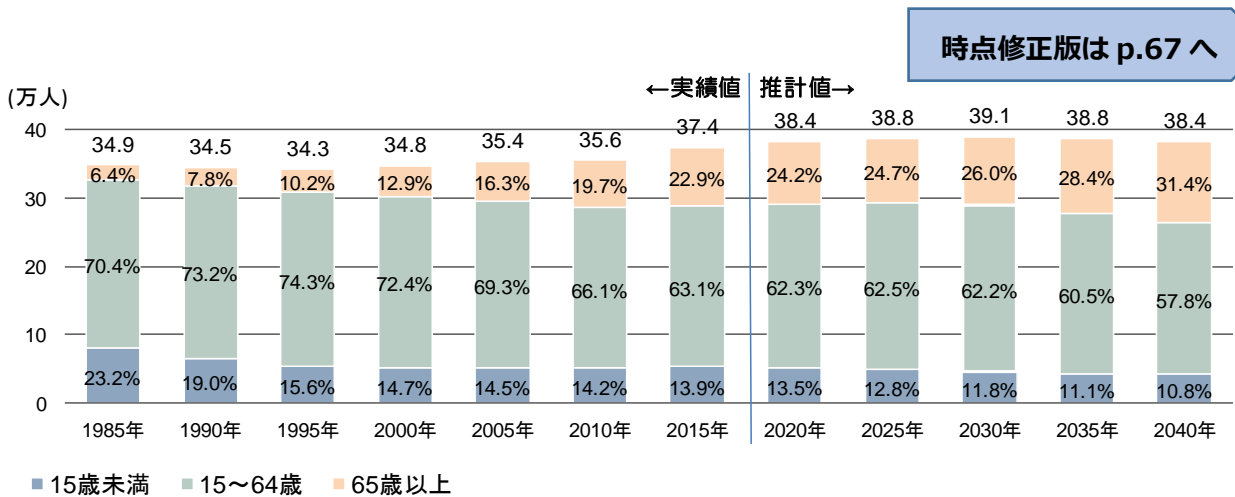
総務省「平成 27 年（2015 年）国勢調査」から作成

※「吹田市内住で就業地が不詳または外国」の人口は、「吹田市内住で市内で就業」及び「吹田市内住で市外で就業」の人口比で按分。「吹田市内住で通学地が不詳または外国」の人口も同様

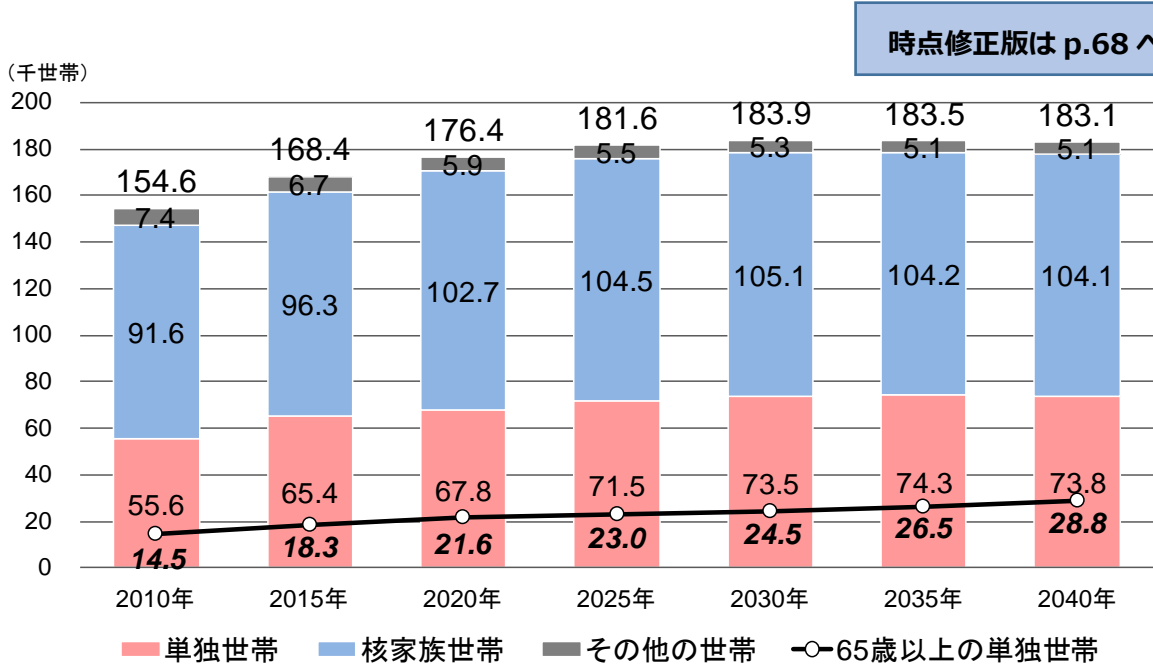
3. 人口の推移と将来人口の推計

本市の人口は、近年、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、千里ニュータウンの建替えや新たな住宅建設により、当面の間は人口が増加する見込みですが、将来的には人口が減少しはじめると予測されます。人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老年人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。また、高齢者の単独世帯についても、増加していくことが予測されます（図表 III-3、図表 III-4）。

図表 III-3 吹田市の人口の推移と将来人口の推計



図表 III-4 吹田市の将来世帯数の推計



平成 27 年（2015 年）まで総務省「国勢調査」から作成

平成 32 年（2020 年）以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

4. 吹田市を取り巻く社会潮流

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

わが国は、平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少の時代に入っています。また、総人口の減少と同時に、少子高齢化が進展し人口構造も大きく変化しています。高齢化に伴い、今後、医療・年金・介護といった社会保障費が増大するほか、生産年齢人口の減少により、働き手の減少や税収の減少など市民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、今後の人口動向を十分に見据えた対応が必要となっています。

(2) 経済情勢と働く環境の変化

わが国の経済情勢は、1990 年代初めのバブル経済の崩壊や平成 20 年（2008 年）の世界同時不況の影響から、長期的に厳しい状況が続いており、低成長率の傾向が定着している状況にあります。雇用環境については、近年、失業率が改善している一方で、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用者の割合が高まっているなど、雇用形態が変化してきています。また、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などにより、都市部での待機児童の増加などが社会問題となっています。そのような状況において、安心して働きながら暮らすことができる環境の整備が求められています。

(3) 安心安全に対する意識の高まり

東日本大震災などの大規模な地震のほか、台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が相次いで発生し、また、子供や高齢者を狙った犯罪が多発しており、防災・防犯に対する市民の意識が高まっています。日ごろから市民一人ひとりの安心安全に対する意識をより一層高め、家庭や地域コミュニティ、行政などのさまざまなレベルでの備えを強化していくことが求められています。

(4) 環境問題への対応

地球温暖化や環境負荷の増大、生態系の破壊など、世界的に環境問題が深刻化しています。持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会への転換を進めるほか、資源の再利用・再資源化を進めるなど循環型社会の構築や、生物多様性に配慮しながら限りある自然環境を保全する自然共生社会の構築などの取組を進めていく必要があります。

(5) 高度情報化社会の進展

インターネットの利用率が年々上昇し、スマートフォンなどの携帯端末の普及や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとした多種多様なサービスが飛躍的に発展し、いつでもどこでも情報交換や交流することが可能となっています。一方で、サイバー犯罪や個人情報漏えいなどが社会問題となっており、セキュリティ対策や個人情報の保護、情報教育の充実が求められています。

(6) 地方分権の推進と市民によるまちづくり

地方分権改革が進められる中、地方自治体の役割と責任の範囲が大幅に拡大しています。各自治体は、地域の実態や住民ニーズを把握しながら、質の高いサービスを効率的に実施することが求められています。

また、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中、画一的な行政サービスだけではさまざまな市民ニーズに対応することが困難になってきており、地域におけるコミュニティ組織や市民団体、NPOなどの役割がますます重要になってきています。

(7) 公共施設の老朽化への対応

さまざまな公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、これらの施設の老朽化への対応が急務となっていますが、各自治体にとっては財政面などで大きな負担となります。また、今後の公共施設の需要の変化も踏まえ、中長期的な視点をもって計画的に施設の更新や長寿命化を行うとともに、複合化や集約化などを含め、適切な施設整備を進める必要があります。

IV. 吹田市の将来像

1. 将来像

豊かなみどりに彩られた良好な生活環境。充実した医療・教育・研究環境と産業の集積。歴史と文化が息づくまちなみ。活発な市民活動に裏付けられる高い市民力・地域力。——吹田市は、昭和15年（1940年）に市制を施行して以降、先人のたゆまぬ努力のもと、暮らし全般において魅力ある住宅都市として深みを増しながら発展してきました。

かつて本市は「ビールと操車場のまち」と呼ばれました。東洋一といわれた吹田操車場の跡地は、北大阪健康医療都市（健都）に生まれ変わり、健康寿命の延伸をめざした先進的な取組が進められようとしています。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちびらきから50年以上が経過した現在も、計画的に建替えが進められ、さらなる成長を続けています。また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、

市民が誇りを抱く憩いの場となっているとともに、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田サッカースタジアムなども建設され、市内外から多くの人々が訪れています。こうした地域資源は、本市のみならず北摂全体の活力と魅力を高める財産といえます。

多くの都市で人口減少が進む中、本市の人口は現在も増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測され、医療・介護などの社会保障に関する費用が増大するなど、さまざまな問題に直面していくこととなります。さらに、高度経済成長期に集中的に整備された学校や道路、上下水道などの公共施設の老朽化対策がピークを迎えようとしています。そのような中でも、まちの魅力の維持・向上を図りながら、多様化・複雑化している市民ニーズや超高齢社会の課題などにも柔軟に対応し、市民の暮らしを支えていかなければなりません。

そのためには、市民と行政とがそれぞれの役割と責任のもと、地域の課題の解消に向けた取組を進めることが重要です。これまで以上に、協働の取組を促進するなど、市民一人ひとりが尊重される市民自治の理念に基づいたまちづくりを進める必要があります。また、近隣自治体、企業、大学などとの連携を強化しながら、長期的な視点をもってまちづくりを進める必要があります。

これまで、高い市民力・地域力がまちづくりの原動力となり、さまざまな地域資源を生かしながら、温かく豊かなまちがつくられてきました。変化の激しい時代にあっても、未来を見据えてさまざまな課題に対応するための施策を実行し、まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかに快適に暮らし続けられるまちをめざします。

2. 都市空間の方向性

本市は、さまざまな市街地形成の経過や地形的条件をもつ個性豊かな地域で構成されています。その大部分を住宅地が占めますが、商業・業務、産業、文化・スポーツ・レクリエーション、学術・研究、健康・医療など、多様な都市機能も集積しています。

それぞれの地域がもつ特性やポテンシャルを踏まえながら、魅力ある都市空間の形成をめざします（図表 IV-1）。

地域ごとの特徴ある拠点の形成

地域の玄関口となる鉄道駅周辺は、都市全体の中心的な機能や地域の生活を支えるさまざまな機能が集積しており、地域ごとの特性に応じた拠点の形成を図ります。

(各拠点のまちづくり方針)

都市拠点（都市機能が集積する拠点）

- JR 吹田駅周辺 商店街などの活性化の動きと連携を図りながら商業空間としての拠点
- 阪急吹田駅周辺 各種の公共施設の集積を生かした市民生活の中心的な機能をもつ拠点
- 江坂駅周辺 交通利便性などを生かした商業・業務機能が高度に集積する拠点
- 岸辺駅周辺 北大阪健康医療都市（健都）として医療産業などが集積する拠点
- 万博記念公園周辺 文化・スポーツ・レクリエーション機能が集積した広域性の高い拠点

地域拠点（地域の中心となる拠点）

- その他の鉄道駅周辺 生活関連機能の充実などを図りながら地域の中心となる拠点

都市間・市内のネットワークの形成

地域の拠点で展開される活動を活発化するため、都市間や市内の拠点間の広域的なネットワークを形成し、人、物、情報の交流を図ります。

(ネットワークの形成)

- 都市間のネットワーク 大阪都心部や北大阪地域、さらには阪神地域・京阪地域など、周辺都市との結びつきを強めるネットワーク
- 市内のネットワーク 市内の拠点間の連携を図るネットワーク

人と自然の共生空間の形成

市域全体が市街化されている中、市街地内に残る貴重な自然環境は、生物多様性の保全、良好な環境の確保、潤いのある景観の形成、レクリエーションの場や防災機能の提供など、さまざまな面から重要な役割を担っています。そのような自然環境の規模やつながりを確保するなど、人と自然の共生空間の形成を図ります。

(市街地内の自然環境の例)

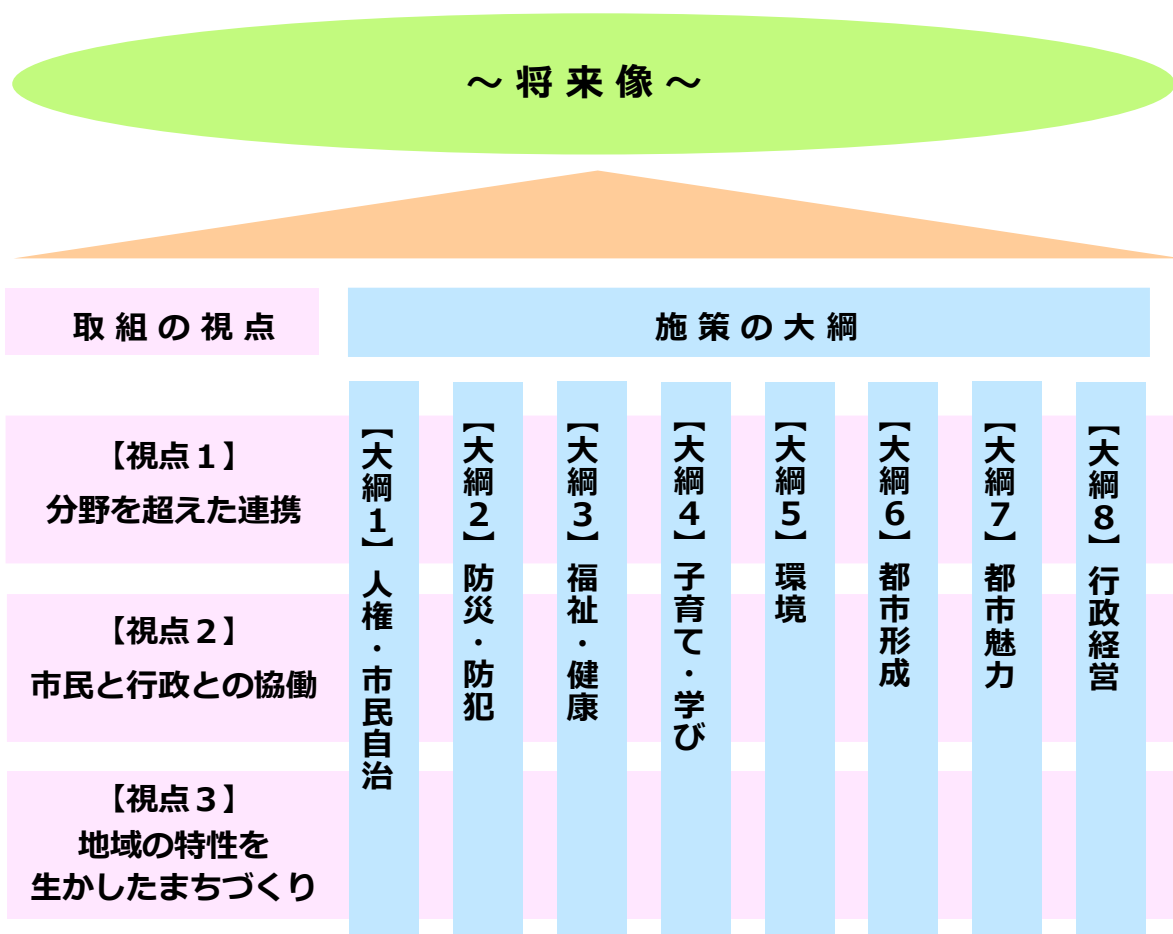
- 安威川や神崎川に残る河川の自然環境
- 千里丘陵南端部の斜面緑地をはじめとする竹林やため池などの自然環境
- 千里ニュータウンや万博記念公園を中心に整備された大規模な公園などの豊かなみどり

図表 IV-1 都市空間の方向性



V. 施策の大綱

将来像を実現するための基本方向を、8つの分野に分けて「施策の大綱」として示します。また、すべての分野に共通する3つの視点を「取組の視点」として示します。



施策の大綱

大綱1【人権・市民自治】

平和の尊さを重んじ、性別などにかかわらず市民一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う豊かな人権感覚を育み、だれもが対等な社会の構成員として暮らせるまちづくりを進めます。また、市民と行政との協働による取組を進めるとともに、地域における多様なコミュニティ活動の支援に努めるなど、市民自治の確立に向けて取り組みます。

大綱2【防災・防犯】

さまざまな災害に対応するため防災・減災対策や消防体制を充実させるとともに、市民が犯罪やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐための取組を進めます。また、地域での助け合いや市民の意識向上を支援するとともに、市民、企業、関係機関との連携のもと、だれもが安心して安全に暮らせるまちをめざします。

大綱3【福祉・健康】

高齢者や障がい者をはじめ、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。また、健康寿命の延伸をめざし、すこやかで心豊かに暮らせる健康・医療のまちづくりに取り組みます。

大綱4【子育て・学び】

安心して子供を産み育てることができ、すべての子供の育ちが尊重されるとともに、豊かに学ぶことができるよう、家庭、地域、学校などの連携・協働のもと、子育て・教育環境の充実をめざします。また、すべての市民が生涯にわたって学べる環境を整えるとともに、学びの活動を通じて人と人、人と地域がつながるまちづくりに取り組みます。

大綱5【環境】

持続可能な社会の実現をめざし、市民が親しみをもてるような貴重な自然を守り育てるとともに、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、低炭素、資源循環、自然共生を基調としたまちづくりを進めます。

大綱6【都市形成】

安心で快適に暮らせる魅力ある都市空間を形成するため、さまざまな都市機能の充実を図ります。また、市民の暮らしを支える道路などの都市施設について、災害に対する備えや環境負荷の軽減などに配慮しながら、計画的な整備や維持管理・更新を行います。

大綱7【都市魅力】

大学のあるまちといった強みや、文化・スポーツなどの活動を通じて育まれた市民のつながりなどを地域資源として活用しながら、これまで受け継がれてきた魅力を発信するなど、市民のまちに対する愛着を深め、一層の魅力向上をめざします。また、地元企業の事業活動や創業を支援することにより、雇用の創出や地域経済の活性化をめざします。

大綱8【行政経営】

持続可能なまちづくりを実現するため、P D C Aサイクルによる進行管理のもと施策を推進するとともに、公共施設などの資源を長期的に有効活用できるよう公共施設の最適化に取り組むなど、効果的かつ効率的な行政経営を行います。また、市民にとって身近な基礎自治体として、地方分権の進展に伴う権限移譲に対応するなど自主・自立のまちづくりに努めます。

取組の視点

視点1【分野を超えた連携】

総合計画では、分野ごとに取り組むべき施策を体系化して示しています。しかし、実際の市民生活における問題や課題は、複数の行政分野にわたる複雑な要因から生じている場合があり、1つの行政分野における取組だけで解決できるとは限りません。そのような課題に的確に対応し、より効果的・効率的に取組を進められるよう、必要に応じて横断的かつ柔軟な体制を構築するなど、いわゆる縦割りにとらわれず総合的な視点をもったまちづくりに努めます。

視点2【市民と行政との協働】

多様化・複雑化している課題や市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域で活動するさまざまな団体や大学、事業者、行政がお互いの特性と強みを生かしながらかちづくりを進めることが重要です。まちづくりのあらゆる場面において、多様な市民の参画を促進するとともに、公益的な活動の担い手の拡大を図るなど、これまで以上に、市民と行政との協働の促進に努めます。

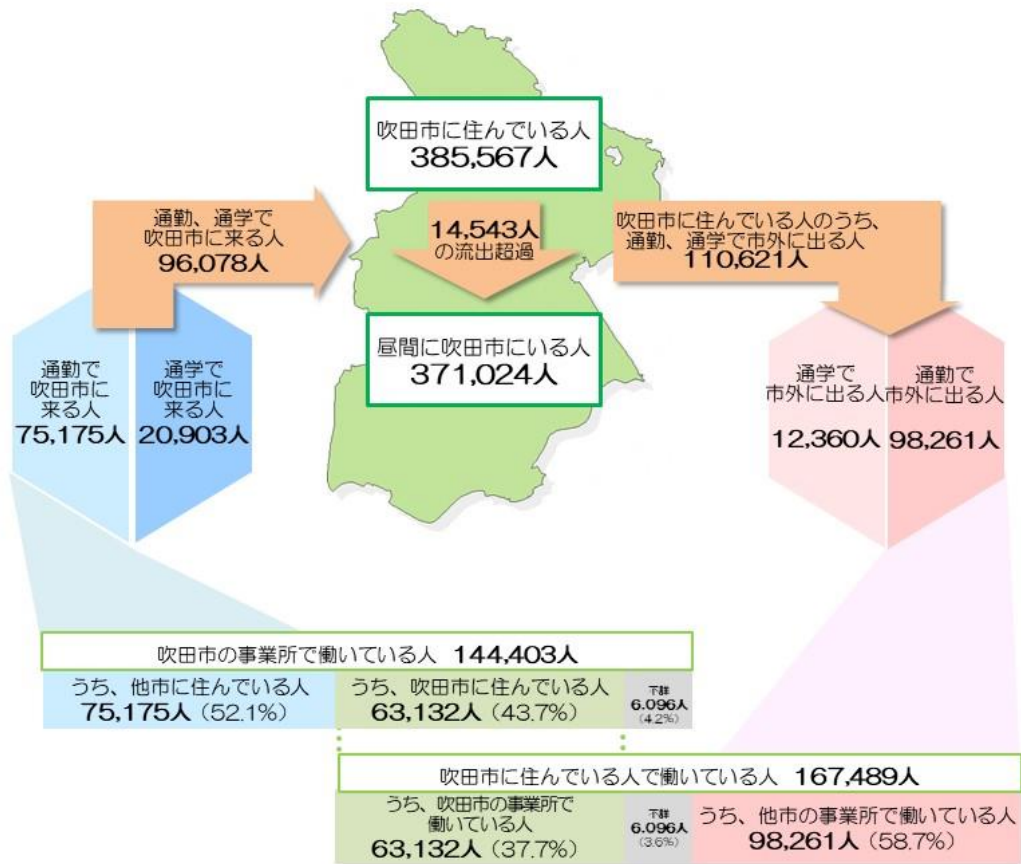
視点3【地域の特性を生かしたまちづくり】

本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、さまざまな特性をもった地域から成り立っています。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、さまざまな課題を解消していくため、地域ごとの特性や課題を把握することが重要です。

地域の実情に応じた圏域設定を行い、地域の特性や課題を把握・分析しながら取組を進めるなど、地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。なお、圏域設定は、小学校区単位や、一定の生活圏域を広域的に区分するブロック単位などを、柔軟に組み合わせて行うこととします。

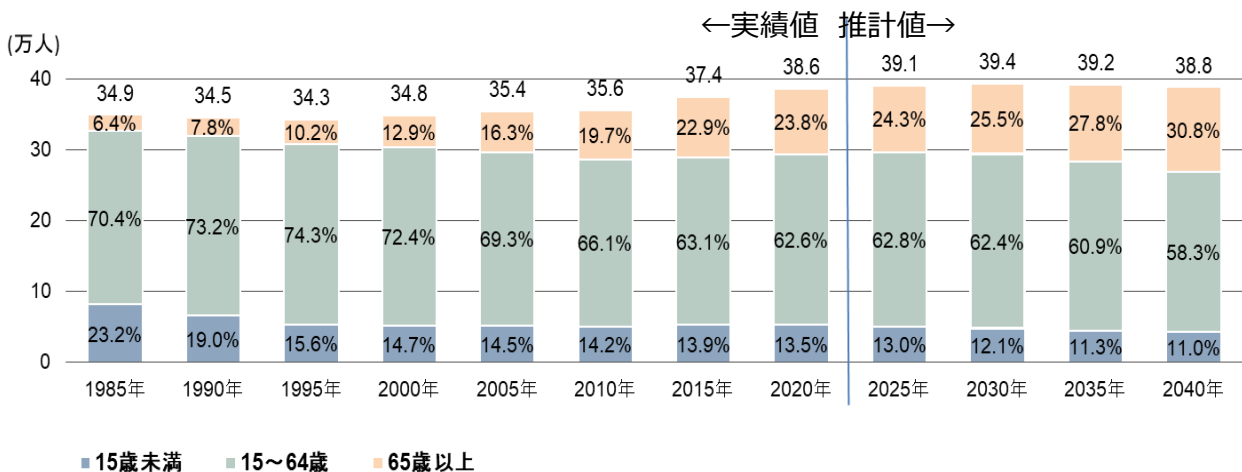
6. 第4次総合計画策定時からの時点修正

(1) 通勤・通学の様子(令和2年(2020年)時点)



総務省「令和2年(2020年)国勢調査」から作成

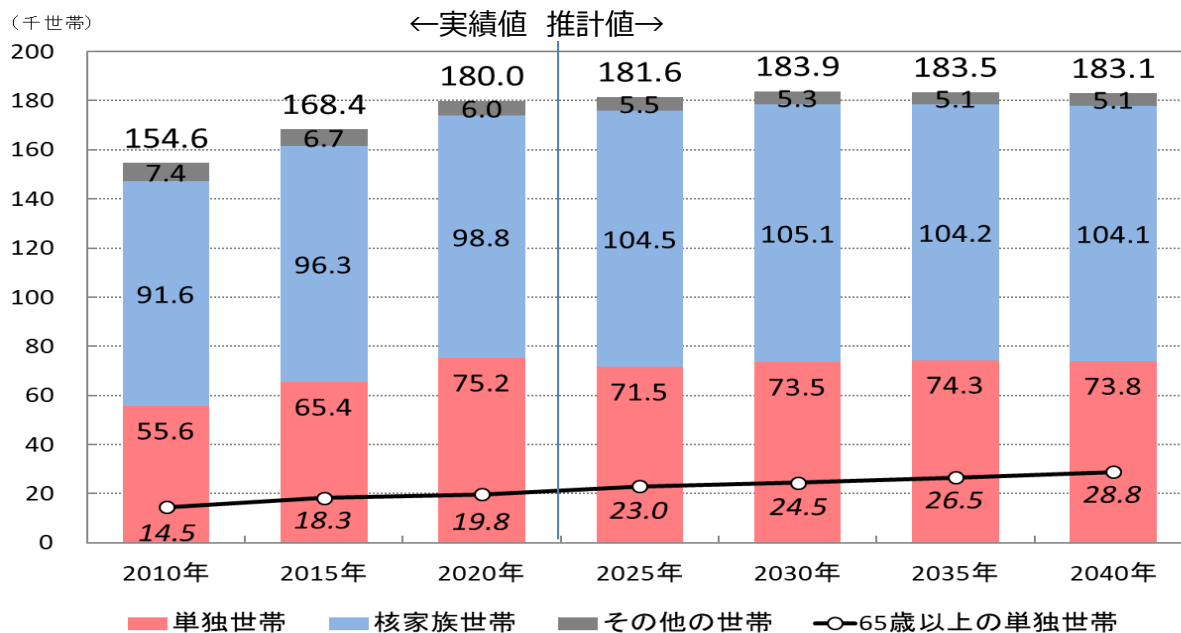
(2) 吹田市の人口の推移と将来人口の推計(令和2年(2020年)実績値補完)



令和2年(2020年)まで総務省「国勢調査」から作成

令和7年(2025年)以降は吹田市「吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

(3) 吹田市の将来世帯数の推計(令和2年(2020年)実績値補完)



令和2年(2020年)まで総務省「国勢調査」から作成

令和7年(2025年)以降は吹田市「吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

(4) 地域の特性

作成中

7. 吹田がわかる 50 のデータ

作成中

8. 目標（めざすまちの姿）への到達度に関する評価

第4次総合計画で定める19の目標（めざすまちの姿）に対し、その姿に近づいていると思う、又は近づいていると思わないとした市民と市職員の結果は以下のとおりです（図表 6-1.2）。

図表 8-1 目標（めざすまちの姿）に対する到達度の評価

大綱1 人権・市民自治

政策1 市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	57.4%	33.0%	8.8%
市職員	70.6%	25.6%	3.8%

政策2 市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	37.9%	46.3%	14.8%
市職員	50.9%	37.2%	11.9%

大綱2 防災・防犯

政策1 市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	44.2%	41.4%	13.5%
市職員	63.0%	28.9%	8.1%

政策2 市民一人ひとりの防犯意識や犯罪を許さないという気運が高まり、だれもが安心安全に暮らせるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	52.8%	35.6%	10.9%
市職員	66.5%	29.7%	3.8%

大綱3 福祉・健康

政策1 高齢者が住み慣れた地域ですこやかに、安心して暮らし続けられるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	61.7%	28.3%	9.6%
市職員	79.7%	17.0%	3.3%

政策2 障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	53.5%	35.8%	10.0%
市職員	66.1%	29.3%	4.6%

政策3 地域福祉活動と総合的な生活保障により、だれもが地域で互いに支え合いながら、安心して暮らせるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	47.8%	40.7%	10.7%
市職員	55.6%	39.9%	4.5%

政策4 市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、すこやかに安心して暮らせるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	55.3%	35.2%	8.8%
市職員	75.8%	22.1%	2.1%

大綱4 子育て・教育

政策1 安心して子供を産み育てられ、すべての子供がすこやかに育つことができるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	62.8%	27.2%	9.3%
市職員	77.6%	18.0%	4.5%

政策2 子供たちが新しい時代を生き抜くために必要となる学力、人間性、体力を育むことができるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	52.4%	35.4%	11.4%
市職員	63.6%	31.8%	4.6%

政策3 家庭、地域、学校の連携・協働のもと、青少年のすこやかな成長を支えるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	51.0%	38.0%	10.1%
市職員	61.2%	35.1%	3.7%

政策4 いつでも、どこでも、だれでも、さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	44.9%	43.1%	11.4%
市職員	64.7%	31.5%	3.8%

大綱5 環境**政策1 持続可能な社会の実現に向けた先進的な取組が進められ、良好な生活環境が整ったまち**

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	44.2%	42.0%	13.1%
市職員	61.8%	30.7%	7.5%

大綱6 都市形成**政策1 地域の特性を生かしたまちづくりが進められ、みどり豊かで安全・快適に暮らせるまち**

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	66.1%	24.2%	9.0%
市職員	79.7%	15.9%	4.5%

政策2 道路、水道、下水道などの適切な維持や、公共交通の利便性の向上により、だれもが安全・快適に暮らせるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	70.6%	20.3%	8.4%
市職員	87.6%	10.8%	1.6%

大綱7 都市魅力**政策1 地域経済の活性化が図られ、だれもが働きやすい環境が整ったまち**

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	41.6%	45.6%	12.1%
市職員	54.2%	39.6%	6.2%

政策2 文化やスポーツを通じて、より豊かな市民生活を営める魅力あるまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	58.3%	33.2%	8.0%
市職員	74.2%	23.4%	2.4%

政策3 まちのさまざまな魅力の向上により、市民が愛着や誇りをもち、住み続けたいと思えるまち

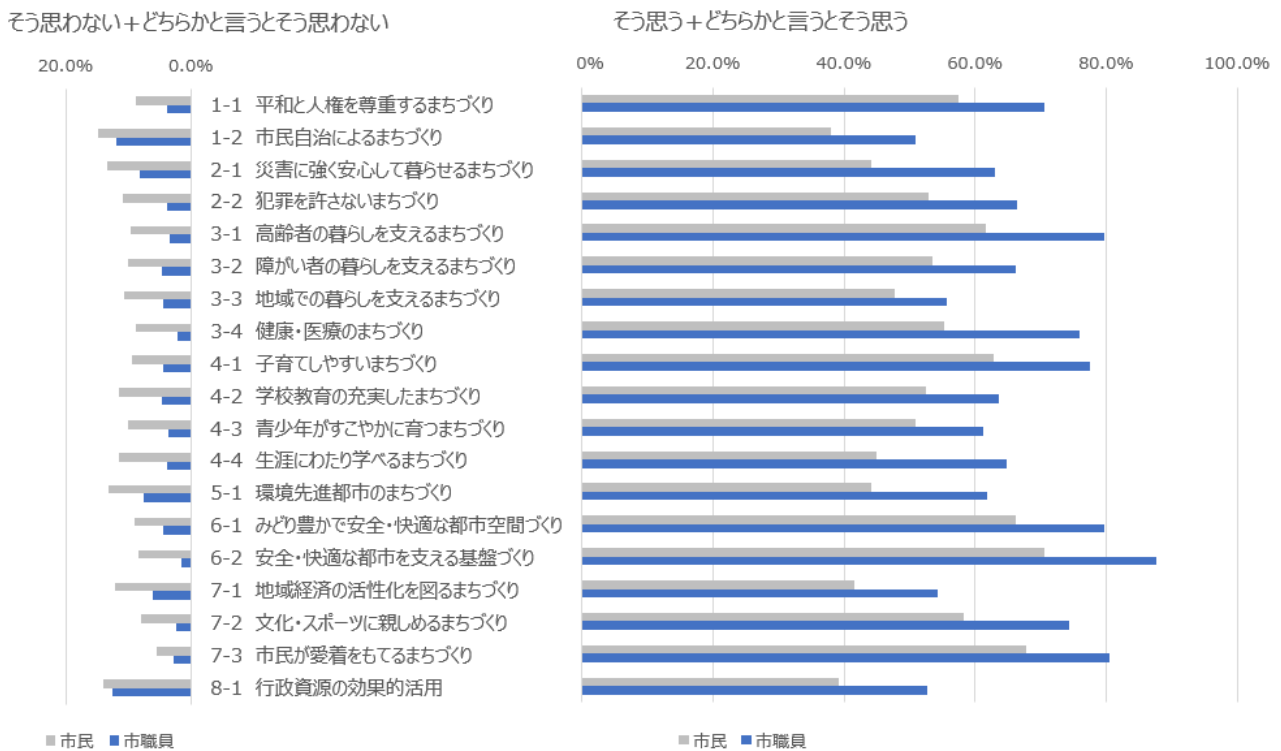
	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	67.7%	26.0%	5.6%
市職員	80.4%	16.7%	2.9%

大綱8 行政経営

政策1 限られた財源や人材などの行政資源が有効活用され、新たな行政課題に柔軟に対応しながら、持続可能な行政運営が行われているまち

	そう思う どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	そう思わない どちらかと言えばそう思わない
市民	39.2%	46.2%	14.1%
市職員	52.6%	34.8%	12.6%

図表 8-2 目標(めざすまちの姿)に対する到達度の評価(市民・市職員の評価比較)



9. 都市宣言

作成中

10. 4次総計見直しに係る総合計画策定組織図

作成中

11. 4次総計見直しに係る総合計画策定経過

作成中

12. 4次総計見直しに係る総合計画審議会

作成中

13. 4次総計見直しに係る市民参画の状況

作成中

14. 4次総計見直しに係る条例・規則

作成中